

第四百十回 参議院商工委員会 會議録第十五号

平成九年六月三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月二日

辞任

加藤 修一君

補欠選任

水島 裕君

出席者は左のとおり。

委員長 木宮 和彦君
理事 沓掛 哲男君
吉村剛太郎君
片上 公人君
前川 忠夫君

委員

大木 浩君
倉田 寛之君
斎藤 文夫君
中曾根弘文君
林 芳正君
平田 耕一君
木庭健太郎君
平田 健二君
梶原 敬義君
竹村 泰子君
藁科 満治君
山下 芳生君

政府委員

公正取引委員会
委員長 根来 泰周君
公正取引委員会
事務総局経済取
引局長 塩田 薫範君

事務局側

常任委員会専門
員 里田 武臣君

説明員

大蔵大臣官房審
議官 山本 晃君
大蔵大臣官房審
議官 中井 省君
労働省労働局
政務長 村木 太郎君
労働省労働基準
局監督課長 青木 豊君

本日の會議に付した案件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(木宮和彦君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二日、加藤修一君が委員を辞任され、その補欠として水島裕君が選任されました。

○委員長(木宮和彦君) 私的独占の禁止及び公正

取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○沓掛哲男君 自民党の沓掛哲男であります。

今回提案されております独占禁止法の一部改正案について質問したいと思ひます。

昭和二十二年に独占禁止法は施行されましたが、その第九条で持ち株会社が禁じられたのは、戦前の財閥中心の株式所有が民主主義を否定し、競争に至った反省からだったと思ひます。しかし、財閥は解体されましたが、株の持ち合いと企業集団を特徴とする企業が主役の日本経済が形成され、新規参入をねらう企業、経営者、外資などに閉塞感をもたらしております。

一方、急速な国際化やバブル崩壊後の不況の中で、日本経済が活性化し国際競争力を強化していく上で柔軟な企業組織や企業ネットワークの形成は極めて重要であり、その有力な選択肢として純粋持ち株会社の解禁が経済界等から強く望まれておりました。今、まさにその持ち株会社の原則解禁がなされようとしているのですが、それが本場に国際競争力の強化や日本経済の活性化の切り札なのか、産業や金融等の市場への影響は、親会社と子会社の従業員との関係は等多くの問題があります。これらについて、順次お尋ねいたします。

最初に、独禁法が昭和二十二年に導入されました第九条で持ち株会社の設立また持ち株会社への転化が禁止されておりますが、その理由について公取委の方から簡単に御説明願ひます。

○政府委員(根来泰周君) ただいま委員から御指摘のありましたように、この法律が昭和二十二年に公布、施行されました今日に至っているわけでございますけれども、当初は戦後の財閥解体という趣旨からこの持ち株会社が禁止されたというふうに理解しております。

しかしながら、その後財閥が解体されまして、今日の意義を申し上げますと、持ち株会社という制度の中にはやはり事業支配の過度の集中ということ、そういうおそれ、いわゆる独占禁止法第一条に違反するとか、それに抵触するような形態ではないかということと今日まで禁止されてきたのではないかと理解しております。

○沓掛哲男君 今回の独禁法の一部改正により持ち株会社設立等の禁止が一部を残して原則解禁されることになりましたが、その経緯と理由をお尋ねしたいと思います。

公正取引委員会は三年前までは持ち株会社の解禁には反対であつたと思ひます。一九九四年、平成六年五月三十日の日経ビジネスで、当時の小粥公取委員長は、持ち株会社は系列を強め、市場の閉鎖性を助長するので、その解禁は考えられなかつたと言つておられます。ところが、その一年半後の平成七年十二月二十七日の公取委の独占禁止法第四章改正問題研究会中間報告書では、公正取引委員会により一定の監視のための措置が講じられるようにしておけば、次のような持ち株会社の類型については持ち株会社禁止制度の目的に反しないと考へられるとされております。一言で言へば、持ち株会社は原則禁止、一部解禁というところだと思ひます。

さて、今回審議に入りました独占禁止法の一部改正では、その第九条で、今まで「持株会社は、これを設立してはならない。」と一〇〇%禁止していたのを「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社は、これを設立してはならない。」とし、「事業支配力が過度に集中することとは」として三類型を示しておられます。この三類型以外は解禁されるわけですから、一言で言えば原則

解禁、一部禁止というところだと思います。わず
かこの三年間のうちに持ち株会社は全面禁止から
原則禁止、一部解禁へと、続いて原則解禁、一部
禁止へと大きく転換しておられますが、その経
緯、その理由についてお尋ねいたします。

○政府委員(根来泰周君) 正直申しまして、この
持ち株会社の解禁ということについては公正取引
委員会の中でも大きな迷いがあったと思います。
先ほど申しましたように、戦後、連合国の示唆に
基づきましてこの独占禁止法というのができまし
て、その中に第九条というのが定められたわけで
ございます。

第九条の立法趣旨は先ほど申し上げましたよう
な財閥の解体、その後はやはり事業支配の過度の
集中のおそれということでこういう規定が今日ま
で存続してきたわけでございますけれども、その
過度の集中という中には過度の集中にならない部
分、要するに持ち株会社の制度の中でも過度の集
中にならない部分があるんじゃないかという批判
がありまして、今回そのならない部分を切り捨て
たというのが実情でございます。

ある意味では、五十年間のこの第九条というの
は独占禁止法の象徴的意味があったわけでござい
ますが、このごろの規制緩和の流れ、あるいは一
般社会も独占禁止法の重要性というところにつ
いて十分御理解をいただいているような素地、そ
ういうことを考えまして、私もこの第九条を、全
面解禁か部分解禁かその議論は別として、解
禁の方向がよろうというところで今回の法案提出
に踏み切ったわけでございます。

もちろん、その間に独禁法第四章の研究会の御
意見ももちょうだいいたしましたし、また与党で構
成されておりますプロジェクトチームとかある
は独禁法の協議会である御検討いただき、ま
た御意見をちょうだいして今日に至ったわけで
ございます。

そういうふうな世の流れといえますが、そうい
うようなことでこういうふうになったわけでござ
いまして、決して変節したというわけではござい

ませんので、その辺御理解を賜りたいと思いま
す。

○香掛哲男君 持ち株会社の設立が禁止されてい
る第九条第五項の三類型について具体的に御尋
ねいたします。

第一類型は「総合的事業規模が相当数の事業分
野にわたって著しく大きいこと」とありますが、
これについて四つお尋ねします。

第一、総合的事業規模が著しく大きいとはどの
ような企業集団を想定しておられるのか。二番
目、主要な事業分野としての例を挙げてくださ
い。三番目、その事業分野でそれぞれ大規模な
社を有する趣旨だと思いますが、どのようなイ
メージでしょうか。四番目、相当数とはどの程度
でしょうか。

○政府委員(塩田薫範君) お答えをいたします。

先生御指摘の、改正法案の第九条第五項におき
まして、三つの類型とありますが、禁止されるべ
きものとして三つの形態を挙げておりまして、第
一番目が、今御指摘のありましたように、持ち株
会社と子会社、あるいはその持ち株会社が株式の
所有により事業活動を支配している会社、これ
は、子会社ではなくて五〇％以下の持ち株比率で
あってもその事業活動を支配しているものも含む
ということ、持ち株会社グループと言っている
かと思えますけれども、その持ち株会社グループ
の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって
著しく大きいということを規定しているわけでござ
います。

その法案をお認めいただきまして施行される際
には、もう少し具体的にこの規定の解釈といいま
すか、公正取引委員会としての運用の考え方とい
うことをガイドラインという形で示すということ
を考えておりますけれども、今、四点お尋ねがござ
いまして事項についても、我々の考えていると
ころでは、ガイドラインの中に具体的に書き込め
うということにならうかと思っております。
第一番目の、総合的事業規模が著しく大きいとい
うことでございますけれども、ここでは持ち株株

会社グループの総資産の合計が十五兆円程度を超
えるものということをご想定しているといいま
すか、そういうことをガイドラインの中に書くとい
うことを現在考えております。

これは、六大企業集団の中で最小のもの、金融
会社を除いたメンバー企業の連結総資産の合計額
が二十一兆円でございますので、これを参考にいた
しまして、こういった大きな企業グループのす
べてが統括されるということではないにしても、
幾つかの企業が外れたとしても、そういったもの
が一つの持ち株会社の傘下に置かれた場合には問
題にする、規制の対象として考えるということ
で、そういった考え方によるものでございます。

次に、相当数の事業分野にわたってというよう
なことで、主要な事業分野というところであります
けれども、第九条で問題としようとしております
のは、国民経済全体に対する影響を見ようという
ことでございまして、例えば一般土木建築工事
業であるとか、石油製造業であるとか、鉄鋼業と
いうようなくくり方を考えておりまして、さらに
事業分野の中には規模が小さいものもございま
すので、そういったものは除外が適当ではないか
なというふうに考えております。

次に、大規模な会社ということでございます
が、冒頭申し上げましたいわゆる六大企業集団の
社長会メンバーとなっている程度の大規模な会社
を考えております。

これは、先ほど申し上げましたように、六大企
業集団の中の一つが持ち株会社によってあらかた
統括される、そういうような場合には問題にすべ
きであるということからでございます。

それから、相当数の事業分野にわたってという
ことでございしますが、これにつきましましてはおおむ
ね五以上を考慮しております。

この事業分野の相当数の数でございますけれど
も、この第一類型は、我が国経済全体に対する持
ち株会社グループの影響を見るということござ
いますので、企業集団における主要企業の事業分
野の広がりを勘案する必要があるということか

ら、おおむね五以上ということを考えているとい
うことでございます。

○香掛哲男君 今おっしゃった総合的事業規模と
いうのは、現在六大企業集団と言われているもの
の一番小さいものの子会社を含んだものの二十一
兆円とそれとの関連だということお話ですが、これに
ついては、後ほどどうもちょっと議論させていた
きたいと思えます。

では、次の第二類型については、持ち株会社及
び子会社等の「資金に係る取引に起因する他の事
業者に対する影響力が著しく大きいこと」とあり
ます。そこで、子会社の中ほどの程度の規模の金
融会社があればこれに該当するかと考えられるので
しょうか。

○政府委員(塩田薫範君) お答えをいたします。

第二番目の類型として、大規模な金融会社を傘
下に置く持ち株会社を想定している規定といいま
すかグループでございしますが、ここで考え
ていきます大規模金融会社につきましては、原則と
して都市銀行のような規模の大きい金融会社を考
えております。

これは、戦前の財閥におきまして巨大な金融
社が企業集団の中核となっていたことに気が
まして、そのような大きな影響を及ぼすのが都市
銀行程度の規模、これは銀行に限りませんけれ
ども、都市銀行程度の規模を有する会社というふう
に考えているからでございます。

この点につきましても、法案をお認めいただい
た段階でガイドラインをつくる、その中に具体的
に書き込むというように今を現時点で考えてお
ります。

○香掛哲男君 昭和五十年代ぐらいいおいて、私
は都市銀行というのは大変力があつたんだとい
うふうに思っています。しかし、昭和六十年代に入
つてからというもの、大企業、銀行離れが急速に進
んで、そして有力な銀行とされる都市銀行は、他
業態のトヨタとかそういういろいろな大企業で
すけれども、そういうふうな他業態の大企業に対
する強い支配力がかなり薄れてきた。かつての昭和

五十年代ごろまでのそういう都市銀行というものと、今では随分そういうものが違ってきているなというふうな思ふんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○政府委員(堀田篤範君) 御指摘のように、最近、大企業の銀行離れといいますが、間接金融から直接金融へのシフトというように言われていますが、それはそういう動きがあるといえますが、それはそういうことだと思ひますけれども、金融会社の融資等による影響力ということも現時点で考えてみた場合に、やはり持ち株会社のもとに大規模金融会社を擁し、かつ一般の事業会社を同時に自分の傘下に置くことを想定いたしますと、やはり国民経済に大きな影響を及ぼすというふうな考えられますので、やはり金融業といえますが、企業の銀行離れということも、そういう動きを無視するということではありませんけれども、現時点でもやはりこのような形で事業支配力の過度の集中の一つの形態としてとらえておくことが必要であるというふうな考えております。

○審判官(堀田篤範君) では、第三類型についてお尋ねします。持ち株会社及びその子会社等が「相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること」とあります。これについて、三つお尋ねします。

まず、相互に関連性を有するとはどの程度を言うのか。また、事業間の関連性をどのような物差しで具体的にあらわすのか。次に、「相当数の事業分野」の事業分野をどのような産業分類で定めるのか。また相当数とはどれぐらいか。それから、それぞれ有力な地位を占めるとはどう具体的に定義するのか。この三点についてお尋ねいたします。

○政府委員(堀田篤範君) 第九条第五項の禁止されるべきものの第三類型として、持ち株会社グループに属する会社が「相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占め

ている」ということで規定をしようとしているわけですが、御質問の、事業分野が相互に関連するということはどういうふうな考えるのかということでございます。

これにつきましては、例えば製品の販売先あるいは原材料の仕入れ先あるいはサービスの提供先として密接な関係があるかどうか、そういったこと等を考慮して合理的に判断をするということにいたしたいというふうな考えております。それから、相当数の事業分野ということですが、おおむね五以上というふうな考えておりますが、ただこの第三類型につきましては、いろんな要素、関連性であるとかというふうなことを総合的に勘案して禁止類型に該当するかどうかというのを判断するべきものというふうな考えておりますので、特に産業規模が大きな分野については、五というのではなくて三分野でもこれに該当する場合があり得るというふうな考えております。

それから、主要な事業分野ということにつきましては、先ほど第一類型で申し上げたものと同じように、自動車及び同附属品製造業、鉄鋼業、そういったようなくくり方をすると、それから事業分野によつては規模が小さいものもございまして、そういったものを除くというふうなことにしてはどうかというのを考えております。

それから、有力な事業者といいますが、有力性というところでございませうけれども、これにつきましては、事業分野における売上高等で見たシェアが一〇%以上、あるいはシェアの順位が三位以内というふうなものを考えております。これは、それぞれの事業分野においてこれだけの地位を有するという企業が幾つか集まるということで、市場の閉鎖性、あるいは総合的事業能力の拡大が見られるというふうな考えるからでございます。

いづれにしても、これらの点は先ほど申し上げましたようにガイドラインの中に書き込むということを考えております。

○審判官(堀田篤範君) 次は第九条六項で、持ち株会社及

びその子会社の総資産が三千億円を超える場合は設立について届け出を求めるとし、また毎事業年度終了後に状況報告を求めるとしてありますが、それはこれらの会社が規模を拡大し、第九条で規制する事業支配力が過度に集中する持ち株会社になることをチェックするためのものなのでしょうか。

○政府委員(堀田篤範君) お答えいたします。まさに先生御指摘のとおりでございます。今回、従前の持ち株会社の全面禁止を改めまして、事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社以外に解禁をするというところでございますので、持ち株会社が一定の範囲で許容されるということでございます。

ただ、そういった持ち株会社が過度集中として禁止されるべきものに該当するかどうかということとは私どもの方で把握をし、もしそれに該当するといふものがあれば是正措置を講ずる必要がございまして、その意味で一定規模以上の持ち株会社にございましては、新規に設立された場合に、一定規模以上のものにについてはその段階でその概要を報告してもらつて、それから、やはり同じように、一定規模以上の持ち株会社につきましても毎年その概要を御報告してもらつて、それによつて我々としてはどういった規模のものがあり、それから過度集中として問題があるかないかということについてのチェックをしたいというふうな考えております。

○審判官(堀田篤範君) 持ち株会社として規制される企業グループの規模は、その総資産額が先ほど十五兆円程度とおっしゃいましたが、そういう十五兆円程度であることを考えると、この三千億円というのとは低過ぎるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(堀田篤範君) 先生御指摘の第九条第六項あるいは七項で、その監視対象となるというところは、毎年報告をさせていただく持ち株会社の規模としては、三千億円を下回らない範囲内で政令で定めるといふことになっておりまして、現時点では

私どもとしては三千億円ということで政令で規定をしたい、してはどうかというふうな考えております。

この水準あるいはその持ち株会社グループの規模として報告対象とする、あるいは監視対象とするのにはどう考えるかということでございますが、私も今、一月末に与党の独禁法協議会の場で私どもの独禁法改正案の考え方といふことが、骨子について御説明をいたしまして御検討をお願いしたわけでありまして、その際には、この届け出義務の対象となる会社としては、現在、独禁法の第九条の二という規定がございまして、その規制対象範囲になつてゐる大規模事業会社のレベルを勘案いたしまして、総資産が五千億円を超えるものというところで私どもの案といふことがございまして、御議論ございまして、最終的にはこの届け出義務の基準としては三千億円ということが適当ではないかということでございます。

これにつきましては、確かに三千億円がいいのか五千億円が適当なのかというところがございますけれども、持ち株会社の解禁といふことが、持ち株会社そのものについて、今回全面禁止から一定の範囲で許容するというところでございまして、そういうことから考えますと、報告対象としては第九条の二の規制対象となつてゐる企業よりも少し広目にとるといふことで、三千億円ということでもスタートするのが適当であるというふうな考えております。

○審判官(堀田篤範君) 事業持ち株会社とその子会社のグループで、総資産額が三千億円以上のものは三百程度と伺つておりますが、そこから考えて、持ち株会社でも対象になるのは二百とか三百ぐらいにはなると思ひます。

さて、産業界にこのような大きな網をかぶせることになるのですから、過度のチェックとならないよう持ち株会社等からの毎事業年度の事業に関する報告書は簡便な、必要最小限度とするように

してもいいと思います。段階を設けること、例えば一兆円以下あるいは五兆円以下として、その内容の詳細の程度を変えること、一兆円以下のものは簡単なメモでざっと出してもらって、五兆円ならかなりいろいろな数とか、そういうふうな内容の詳細の程度を変えるのも一考だと思いが、いかがでしょうか。

○政府委員(塩田薫範君) 今回、私ども御審議をお願いしているところで、三千億円というところで届け出義務の対象にしたいということでございまして、仮に現在ある企業が持ち株会社になった場合に、どの程度の数の会社がこの三千億円を超えるのかということですが、今先生御指摘のように約三百社が、仮に持ち株会社になったとすればこれになるというところであります。

ただこの数字は上場している会社であつて、金融業を除くというところでございますので、細かい話で大変恐縮でございますけれども、上場をしていない金融会社以外の規模が大きいものも多少はある、多少というかある程度は大きいと思ひますし、それから金融業につきましてもそれぐらいの数字があらうかと存じます。ただ、今申し上げましたように、上場企業であつて、金融業を除くと約三百社ということが、仮に現在ある企業が持ち株会社化した場合には、この対象になるということでございます。

それから、この第六項あるいは第七項で報告をしていただくという目的は、先生御指摘のように、過度集中になる持ち株会社をチェックする、把握するというためのものではないかと、そういう意味では、その目的なり趣旨に照らして必要最小限のものにするということは当然のことであろうかと思えます。具体的にどんなようにするかは、今御指摘いただいたように金額で切るののかは、いいかどうかという話はございますけれども、いずれにしても、基本的には必要最小限ということをお願いをするような方向で検討をいたしたいと思っております。

○番掛哲男君 それでは、先ほどちょっと申し上げ

げましたが、第九条第五項の第一類型に関連してお尋ねしたいんですけれども、現在六大企業集団と言われる三井、三菱、住友、芙蓉、三和、第一勧銀は子会社を多数に持つ事業持ち株式会社形態の企業グループの中で、だと思いますが、これらの企業グループの中で、第九条言う「事業支配力が過度に集中する」に該当するものがあるのでしょうか。

これに六大企業集團のところで子会社を含んで見てみましても、三井三十五兆、三菱三十一兆、住友はさっきの二十一兆で一番小さいんですけれども、第一勸銀などは六十兆をもう超しているんです。こういう六大企業が、皆さんのおっしゃられるこの第九条の「事業支配力が過度に集中する」、他の企業に対してそういういろいろな影響を与えるというものがこの中であるんでしょか。あるとすれば、これがそうだとしよう。御説明をいただきたいと思います。

○政府委員（塩田兼範君）　お答えをいたします。

現在、いわゆる六大企業集団というものがございまして、それぞれかなりの規模を持っているわけでございます。今回御審議をお願いしております第九條第五項で禁止すべきものというこの一つとして、冒頭先生が御指摘ございましたように、持ち株会社グループの規模が大きくてかつ相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいてその別々の大規模な会社を有するという、そういう類型があるわけでありませうけれども、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、六大企業集団の一つが、全社がそろつてということでは仮にないにしても、大多數のメンバー企業が一つの持ち株会社の傘下になるということであれば、新しくお願いしております第九條の規定で、過度集束中ということで問題にすべきであるというふうに考えております。

これは、繰り返しになって恐縮でございますけれども、一つの企業グループのメンバー企業の本宗が一つの持ち株会社の傘下に置かれるということとでございまして、それと現在の企業グループ、相互持ち合いとかなんかで持ち合い比率は多少違

いますけれども、いずれも、当然のことでありますけれども、持ち株会社という定義、現行の独禁法第九条、あるいは現在審議していただいております新しい持ち株会社の定義のいずれにいたしましても、持ち株会社に該当しないということでございますので、現在あります企業グループがそのままの形で事業活動を行っているということであるとすれば改正後の第九条の問題にはならないというふうに考えております。

○査掛哲男君 この六大企業、事業持ち株会社が今持ち株会社になったとすれば皆さんの定義に該当するというのは、それはわかります。だけれども、そうではなくて、持ち株会社であれ、あるいは個々の現在存する事業持ち株会社です、この六大企業であれ、その外部の経済主体その他に与える影響というのは私は同じだと思うんです。ですから、現時点でこの六つの事業持ち株会社がいかなる他の自由な競争を阻害したりしていくほどの、そういう事業支配力が過度に集中しているもののなかどうかということをお尋ねしているもので、現在のまま、現時点においてこの六つの事業持ち株会社がそういう他のいろいろの企業に対して非常に自由な競争を阻害したりなんなり、皆さんが独禁法の今度行われる一番目的を達成する、そういうものの阻害要因として現在なっているのかどうかということなんですが、これは皆さんよりのも通産省に聞いた方がいいかどうかわかりませんけれども、一応公取さんにお尋ねします。

○政府委員(塩田薫範君) 仮に、現在でございます六大企業集団と言われるものの一つが持ち株会社のもとで統括された場合に、多分御質問の趣旨は、その場合でも事業支配力の過度の集中として規制をしなくてもいいんじゃないか、もつとずつと大きくなったような場合に限って規制するだけで足りるんじゃないかというお話かなという気がいたします。

私どもとしては、現在あります六大企業集団、それぞれいろんな事業分野、主要な事業分野でそれぞれ有力な企業が傘下にあるわけで、現時点で

は、お互いに株を持ち合ったりということはござ
いますけれども、その結びつきはそうきつい話で
はございませんし、それぞれの企業独自に動いて
いるという面が強いと思います。したがって、今
のような形と、持ち株会社のもとで五〇％超の株
式保有比率で子会社になる、あるいはそこまで行
かない場合でも、大多數の会社が子会社になっ
て、一部の企業は子会社ではないけれどもかなり
の高い株式所有比率のもとで持ち株会社のもとに
置かれるということになるとすれば、個々の企業
の行動等を考えますと、やはり事業支配力の過度
に集中するものとして禁止をすべきものではない
かというふうに考えております。

○番哲哲男君 この問題については、どこかで線を引かなければならないわけですから、今おっしゃったようないろいろの引き方もあると思いますが、経済というものは生き物でございますから、十年前、二十年前よりも現在がどうかというところに今後とも着目しながら、この点について、必要があれば見直すとか、そういうことも含めていろいろやつていただきたいというふうに思います。

まだいろいろ聞きたいことがありますから、これもう少し聞きたいんですけれども、次に移らせていただきます。

そこで、次はガイドラインについていろいろお尋ねしたいというふうに思います。

第九条五項で、同条第一項、第二項で禁止して

いる事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社の三つの類型を規定しておりますが、今お尋ねしたようになかなかわかりにくいものです。法律だけでは書き切れないのだと思います。そこで、他の法律では、法律で書き切れないときは政令に委任してさらに詳しく規定するのですが、ここでは政令への委任はありません。多分、今後公取さんで先ほど来お話のありましたようにガイドラインをつくるのだと思います。国民の権利、義務、また我が国の経済政策に極めて重要な影響を持つ規定ですから、ガイドラインでなく、一番基

本的なところは政令で決めるべきではないかなというふうに思うんですが、この辺についての公取さんの意見をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) 一般的に申しまして、いわゆる独占禁止法の条文というのはなかなか難しい条文でございまして、私ども、私どもというよりも、私も公正取引委員会に入つて法律をいろいろ見ますけれども、なかなか解釈が難しいなというのが実感でございまして。それでございまして、一般の事業者なり事業者団体の方が見られてもなかなか理解しがたいところがあるかと思ひます。

どうしてだろうかということをつらつら考えますに、一般の刑法とか民法とか民法とかというのは非常に一般的に定着した言葉を使つてゐるもので、泥棒と言わなくても窃盗と言えれば大体わかるわけではなかなかな難しいところがあると思ひます。この経済用語をそれと法律に置きかえる、あるいはさらに法律の延長であります政令に置きかえるというところは、これもなかなか言葉として難しいと思ひます。そういうことで、少し御批判があるかも知れませんが、ガイドラインと云ふことで、ここで国会で御質問になつたことあるいは政府側が答弁したこと、そういうことをミックスしまして、もちろん法律を超えてガイドラインをつくるわけではございませうけれども、法律の範囲内でその内容を敷衍、演繹して、立法の趣旨から解釈あるいは事務の取扱要領まで演繹、敷衍してガイドラインで示すというのが親切ではないかというふうな思つて、そういう方法でやりたいと思つております。

そこで、先取りするようではございませうけれども、ガイドラインの内容につきましても、先ほど申しましたように国会の御意見あるいは我々の意見、そういうものを十分参酌しまして、もちろん法律を超えるわけでもなし、法律より縮小するわけでもなし、その法律とイコールのような書き方をせひやうと思ひますので、いろいろ御指導をいただきたい、こういうふうな存じております。

○香掛哲男君 今、委員長もおっしゃられましたように、この独禁法というのは、大変難解な法文のままで、それを解釈や運用でやるという場合は、私は当局の裁量の余地が大変大きくあり過ぎるのではないかとこのように思ひます。それは、公取さんは、我が国の経済の裁判所として検事と裁判官の権限を内閣から独立して執行されるわけですし、その上、ここでいろいろ議論してございすけれども、本当は法律は国会で決めるということなんです、実質上は皆様方が原案をつくられるという出されるわけですから、法律をもつて運用しやすいうな、また解釈の幅のあるものになりがちというふうな思ひてならないんです。

これは、必ずしも公取さんだけではなくて、中央官庁に共通的なところが今まではあつたといふふうに私は思ひます。できるだけ幅広く権限を所有して、そして多くの網をかぶせておいて、必要なときはそれを適用するといふようなことがなされてきて、それが余りにも行き過ぎだといふことで規制緩和が盛んに叫ばれてきたんだと思ひますが、私、今回の独禁法をずっと読んで、このガイドラインによらなければ、国民もどこまでいいのか、どうしたらどうなるのかというのが非常にわかりにくいように思ひます。

ほかの省庁と違つて、ここで法律を實際上は公取さんつくつたら、つくられると言つと語弊があるんですけども、法律に大きくかかわられる、そして今度は何かを摘発するときは我が国経済の検事としてとんとやられる、そして裁判官としていろいろものをやられる。普通ですと、法律をつくつて、法律をつくれれば執行するのはほかの司法、それから内閣等なんですけれども、実際犯人を捕まえるところ、公取さんの場合は何かそれを一体的に全部何もかも握つていふと言つと語弊ですけれども、権限をお持ちのような気がするし、それを今現にここで実行されつたところという

ことなので、そういう点で、公取さんの方では、特に私は、解釈とか裁量の余地をできるだけ小さくしながら、国会で深く審議したものに基つてぜひガイドラインをつくつていただきたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) 先ほど先走つて申し上げましたけれども、ガイドラインについては十分その内容をそしやくしまして、わかりやすい、かつ平明で法律の範囲内できちつとつくりたい、こういうふうな思つております。

もちろん、そのガイドラインの作成につきましても、これは当てはめという問題があるわけですが、これは余計な話でございまして、合併の問題につきましてもいろいろ事前相談なんかございまして、事前相談の内容を企業に差し支えない限りオープンにして皆様方の御批判を仰ぐという方向でやつておりますので、そこは御指摘のあるところを十分踏まえまして万漏のないようにやうにしたいと思ひますので、今後ともひとつよろしく御指導をお願いしたい、こういうふうな思つております。

○香掛哲男君 先ほど来私が申し上げたいいろいろな問題を解決し、法の適正な運用を図る上でガイドラインの策定は極めて重要なものであります。国会での審議を踏まえて策定していただきたい。また秋に臨時国会があると思ひますので、できればその機会にガイドラインについていろいろお尋ねしたいと思ひます。

ガイドラインの策定については、今委員長さんからいろいろお話がございましたので、これについては私の希望を申し上げまして、次に移らせていただきますと思ひます。大蔵省来ておられますか。次は、連結納税制度と譲渡益課税等についてお尋ねしたいと思ひます。

持ち株会社の設立または持ち株会社への転化を進めていく上で、税法の改正は極めて重要だと思ひます。企業は何にも増して利益を追求するので、持株会社にするにより税法上不利を受けるのは二の足を踏んでしまふ。連結納税制度、それから分社化する場合の子会社の譲渡益課税についてぜひ検討していただきたい。大蔵省としては、一時的に税収は減じることになるんですが、産業経済の発展により税は何倍にも返ってくるのですから、この辺はひとつ勇気を持つてお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(尾原繁夫君) お答え申し上げます。今回の独禁法改正で解禁される持ち株会社は、いわゆる純粋持ち株会社と言われるものかと思ひます。一方、現在でも事業持ち株会社というのが広く認められておるところでございまして、一つの企業グループが既に形成されておるところでございまして。したがひまして、純粋持ち株会社の解禁と連結納税制度が結びつけられて議論されることが多いわけではございませうけれども、いささか次元の違う面もあるのではないかなというふうな考へておるところでございまして。

それから、具体的な税制といたしまして二点ございまして。まず、連結納税制度について申し上げたいと思ひますが、御承知のように、現行の法人課税は法人格に着目して個々の法人に課税する仕組みをとつておられるわけではございませう。これに対して、いわゆる連結納税制度といふのは、個々の法人ではなく企業集団を一つの課税単位とする、いわば納税者と見るわけではございまして、その導入は単体課税でまいつてきております地方税を含む我が国の法人税制の基本的考へ方を異なせることにするものであるというふうな認識してゐるわけではございませう。

したがひまして、連結納税制度の導入の問題につきましても、企業経営の実態がどうなつてゐるのか、つまりこの制度というのは本当に株主本位の

の経営がなされているというところに実体を置くものかと思うわけでございますが、そのような企業経営の実体がなされているのか、あるいは商法等の関連諸制度がどうなっているのか。つまり、税といひますのは皆様から公正なものという認識が必要なのでございまして、やはりこのような諸制度な実体がどうなっているのかということは、非常に重要な要素かと思っております。さらには、租税回避をどうやって防止できるんだらうかという問題が出てまいります。

また、最後になりますが、税収減の問題をどう考えるか、こういった問題があるかと思ひます。こういった諸点について慎重な検討が必要とされる研究課題であると認識しているところでござい

ます。

それから、二点目の現物出資に係る譲渡益課税についての御尋ねがございました。

現在、企業が子会社を設立する場合、現物出資資産に土地が含まれている場合には含み益の二割相当部分が課税の対象になっているというのが現在の制度でございまして、それに対して、分社化を進めるときにこれが支障になっているのではないかと御尋ねかと思ひますが、これは一種の資産の含み益に課税されているわけでございまして、理論的には毎期の所得の概念に含まれ得るものか。したがって、税制としては、できる限り早い時点で、実現した利益と考えまして課税すべきではないかという考え方もあるわけでござい

ます。

いずれにいたしましても、土地などの資産を出資いたしました子会社を設立する場合に生ずる譲渡益課税のあり方につきましては、先生が今おっしゃいましたような組織形態の変更の観点だけではなくて、今申し上げました、まさに課税ベースを含む法人税の見直しの中でもっと議論していかなければならぬ問題であらうというふうに考えているわけでございます。

○番掛哲男君 大蔵省さんとしては、現在の税を取ることが何といつても最大課題ですけども、

もう少し大きく目を開いて、大きく太らせてまた取るということをご検討いただきたいと思います。

では、次に通産省お願いします。

通産省の企業法制研究会、これは局長の私的諮問機関だそうですけども、その研究会から平成七年二月二十二日に研究会報告が出されております。

そこでは、我が国経済のダイナミズムの維持発展のために柔軟な企業組織が必要であり、有力な選択肢として社内分社化、理想型として純粋持ち株会社を挙げておられます。最後の提言で、独禁法の第九条見直しの方向として、イ、純粋持ち株会社を禁止する合理的根拠はなく、理論的には全面解禁すべきものと考えられる。ロ、全面解禁を行うとしても、五年程度の経過期間を設けて、事前届け出等により事業支配力の過度の集中について具体的な問題が生じる場合を除き全面解禁すればよいとしています。

極めて有意義な提案をしておられると思ひますが、通産省として、今回の持ち株会社の原則解禁は産業政策上どのような効果があるか、もしデメリットもあるとすればそれも含めて教えていただきたいと思います。

また、禁止している三類型のような企業グループの発生の可能性をどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○政府委員(藤島安之君) 委員御指摘の企業法制研究会の報告にもございまして、経済のグローバル化の進展、あるいはそれに伴う国際競争が大変激しいものとなっている。それに對して、我が国の企業がその環境変化に對していくためには、その持ちます資本あるいは人材、そういった経営資源を最適に配分していくことが必要であります。実態的にも、我が国の企業は分社化を積極的に推進したり、あるいは逆に本社に統合するよう、そういった企業組織の改革の動きが活発化しているというふうに考えておるわけでござい

ます。

そうした中で、この企業法制研究会の報告にございまして、純粋持ち株会社を提言され、今回の独禁法改正によりましてこれが認められま

す。具体的には、機動的に新規事業が展開できるとかあるいは既存事業の効率化を進める、そういった意味で大変有意義だということに思ひわけ

でございます。

私も、今経済構造改革を推進しておるわけ

でございますが、今回は、先ほど来の公正取引委員会

の説明にございまして、三類型が禁止されるわけ

でございますが、これは、事業支配力の過度の集中を防止する

という観点からの禁止でございます。実態的には、こうした形での結合はなかなか起

きにくいものではないかというふうに考えておるわけ

でございます。

と申しますのは、国際競争が激化しておる中で、資金効率とかい

うようなことを考えますと、そう簡単にはこういうふうなものは起こらないと思

つております。仮にこういうものが禁止されたとしても、経済構造改革全体を進める上では問題になら

ない、そういうふうなことを考えております。

○番掛哲男君 経済的な影響について公正取引委員会にもお尋ね

したいと思つたんですが、時間の関係でこれは省略させていただきます。大変申しわけ

ありません。

続いて、労働省にお尋ねしたいと思います。

純粋持ち株会社解禁により親会社と関係が増加すれば、これに伴

つて労働関係上の紛争も増加することが予測されますので、三

点質問いたします。

まず、去る二月二十五日の与党の独禁法協議会に報告された連合、日経連、経団連の合意があり

ますが、そこで、「労働組合法などの改正の問題も含めて今後検討し必要な措置をとる」とあります。これらについて、労働省として何か具体的な考え

方あるいは措置をとられる、そういうようなことがあれば教えて

いただきたいと思います。

○説明員(村木太郎君) 労働省といたしましては、委員御指摘の本年二月二十五日の連合、日経連、経団連の労働合意や、あるいは今国会でのさ

まざまな御議論を踏まえて適切に對処してまいりたいと思

ひております。

具体的には、この持ち株会社解禁に伴います労働問題の検討につ

きましては、労使合意という経緯を踏まえまして、労働関係者の参集を求めて、そ

こで御検討をしていただくということが適切であるという

ふうに考えております。

○番掛哲男君 次に、現在、事業持ち株会社では、分社化で子会社

をつくる際に転籍する労働者にとつて使用者が親会社から子会社へ

とかわりま

すが、その際、労働者の同意等が必要なのですか。持ち株会社の場合も同様と思ひますので、ま

ず事業持ち株会社の現在の例、そして続いて持ち株会社の場合について教

えてください。

○説明員(青木豊君) 転籍につきましては、現在の判例、学説によ

りますと、もとの労働契約関係を終了させまして新たに労働契約関係を成立させ

るものというふう

に解されておりまして、したがってその場合には労働者の同意が必要であるとされて

おります。労働者の同意を得ないで転籍させるとい

うのは解雇に相当するといふふうに考えられて

いるわけであり

ます。

したがって、これは、現在、分社化が行われて転籍される場合

についてでありまして、同時に持ち株会社の解禁に伴

つて転籍をさせるという場合も同様ではないか

というふうに考えております。

○番掛哲男君 では次、持ち株会社の子会社の従業員は、労働問題

は子会社の経営者と話し合うことになりまして、子

会社の経営者にも深くかわるることとなる持ち株会社とも必要に

応じて交渉することができ

るのでしょうか。

○説明員(村木太郎君) この問題は、労働組合法の第七条の使用上の問題になるわけですが、労働委員会があるいは裁判所におきましては、この問題につきまして労働契約の当事者たる雇用主であることを使用者の基本として、形式的には雇用主の地位にない場合であっても、労働者の労働条件に関して雇用主と同一視される程度に現実的かつ具体的に支配決定することができるとある場合も使用者となるとされておるところでございます。

したがって、このような場合には、その持ち株会社も子会社の労働条件に關しまして団体交渉に諸義務を負うものと解される次第でございます。

○審判員(中井省君) なかなかそれは親会社にとつては大変なことだし、その辺を明確にしたいだけではないと、労働省さんだけでいいのかわか、また使用者側の意見もいろいろあるだろうと思ひますので、その辺は多くのいろいろな方の意見、これ判例ももちろんあるわけですが、判例といつてもある一部のことを示しているの、一々裁判したりすればこれはまた大変ロスの多いところであり、我が国は余りそういうことがなかったことが経済発展の一つの要因でもあったと思ひますので、その辺はひとつ関係省庁的の確な行政指導をしていただきたいというふうに思ひます。

そこで次、これはまた大蔵省ですが、附則第百十六條で金融持ち株会社は別様で法律を策定するまで禁止されてゐます。持ち株会社は、事業部門についてはいまだに事業持ち株会社ができるようになってゐますから、製造会社等にとつての関心は、薄くはありますが、金融業界にとつては昨今いろいろの問題が発生しており、それを越えて経営の健全化を図り、また国際化への対応等のためにも種々の利用方法があり、緊急性も高いと思ひます。

現在、大蔵省ではこの課題に取り組んでゐると聞いておりますが、どのような状況でしょうか。

○説明員(中井省君) お答えいたします。

持ち株会社につきましては、利用者利便の向上や金融の効率化等に資すると期待されますところから、現在我々が進めております金融システム改革の中で重要な意義を有するものと考えております。

現在、金融システム改革に関する関係審議会におきまして、持ち株会社に関する事項を含めまして活発な議論を行つていただいているところでございまして、六月中旬には報告書を取りまとめるべく鋭意努力していただいているところでございます。

我々としては、こうした関係審議会の御議論、さらには諸外国の制度を踏まえまして、具体的な法改正につきましては持ち株会社の解禁時期をにらんでできるだけ速やかに準備を進めてまいり考えてございまして。

○審判員(中井省君) ぜひ速やかに制度をきちんとつくりたいので、この持ち株会社が施行されるときにはぜひ金融持ち株会社の全貌もはつきりするようにお願いしたいと思ひます。

さて、次ですが、公取にとつては、この持ち株会社の解禁と、もう一つは再販の問題が非常に重要だといふふうにかねがね思つておりました。

そこで、委員長おいでございまして、再販の問題について一点お尋ねしたいと思ひます。

平成九年三月二十八日の閣議決定で、「再販適用除外が認められている著作物については、平成九年度末までにその範囲の限定・明確化を図る。」ことが決められておりますが、去る五月二十三日、公取委におきまして、再販問題を検討するための政府規制等と競争政策に関する研究会が開催され、書籍、雑誌の再販制度について審議されておりますが、新聞等についても研究会で検討されるのか、今後の手順等についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) 御指摘のありましたように、再販問題、これは独占禁止法の適用除外というところに法律上はなつてゐるわけでございます。

その対象は、書籍、雑誌、新聞あるいは音楽用のテープ、CDというものが対象になつておりまして、これが再販売契約を許されているという現状にあるわけでございます。しかしながら、いろいろ御議論がありまして、こういうものについても再販契約を禁止するという方向で検討すべきではないかという御意見もあつたし、その範囲ももう少し考えたらどうかという御意見がございまして。

そこで、私も公正取引委員会としては、これは閣議の決定もあるわけでございますけれども、そういう方向で研究会を設けまして、いろいろ御検討を願つていただいております。その研究会の小委員会におきまして、先日、こういうものは競争法の建前からいって廃止すべきであるという一応の結論をいただいておりますので、親委員会の研究会でさらに御検討をお願いして、ところでございまして。

スケジュールをいたしまして、ことしの年末ぐらいまでに研究会で結論をいただきまして、来年の三月ごろまでには公正取引委員会としての意見を取りまとめた、こういうふうな考えております。

○審判員(中井省君) わかりました。

このたびの持ち株会社の原則解禁は、産業界にとつて急速な国際化の大波、またバブル破裂による大波、少子・高齢化の大波等を乗り切るための極めて適切かつ有効な企業組織、企業ネットワークへの可能性を与えてくれるもので、事業支配力の過度の集中による組織内取引や組織間の株の持ち合いなど系列等と言われる問題は、これから国際化時代の食うか食われるかの激烈な競争時代に余り私は大きなものにならない、影を潜めていくのではないかなというふうな気もいたします。

それよりも私が公取委等にお願ひしたいのは、ダンピングとかカルテル等自由な競争を阻害する行為をいち早く発見して的確に措置していただくことであり、また弊害規制が各条いろいろござい

ますが、その弊害規制の運用に万全を期していただきたいというふうに思ひます。

しかし、何はともあれ持ち株会社の原則解禁に踏み切り、ようやく国際経済の競争の面でイコールフッディングになりましたことを心から喜び、質問を終えたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○片上公人君 今回のこの改正案の契機となりました、先ほど話が出ていたけれども、公正取引委員会の独禁法第四章改正問題研究会報告、これを見ますと、持ち株会社禁止制度は基本的には維持しつつ、過剰な規制については緩和する必要がある、こういう見地から、分社化やベンチャーキャピタルのための持ち株会社設立等に限つては認める、こういうものであったと思ひます。

そこで、こうした部分解禁は過剰規制を改めるという見地からのものであるということが示されているわけですが、本法案はそれよりも大幅な解禁となつてゐる、むしろ原則解禁と言つてもいいような内容となつておると思ひます。その意味では、本法案は独禁政策の規制緩和というよりは産業政策的見地からの改正と言つた方がいいのではないかなと思ひます。しかしながら、公正取引委員会は本法案も、この第四章で言うておりますように、過剰規制の緩和と措置である、こういう姿勢をとられておるのか、その見解をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) 私どもの公正取引委員会の仕事でございますが、これは私いつも申し上げておりますとおり、やはり独占禁止法第一条というものを正面から見据えまして、その第一条を具体的に運用していく、法律もそういう建前でお願ひする、こういうことであるかと思ひます。しかしながら、問題は法律でございまして、これは国会の御同意もいただかなければならないし、また各省の御同意もいただかなければならない。

そういう中で、やはり独占禁止法だけの問題ではなくて、産業政策という点もそれは当然加味される話だろうと思います。しかし、我々といましては、産業政策という点もそれは言うなれば横目でならみまして、実際は独占禁止法の精神を損なうことがないかどうかということを中心にいたしまして立案したものでございまして、今回お願いしておる法案もいろいろ紆余曲折はございましたが、また産業政策的な見地からの発言もございましたが、そういうことをのみ込みまして、それでもなおかつ独占禁止法第一条を体现するというか実現するという建前に立つてやっているわけでございますので、御理解賜りたいと思っております。

○片上公人君 通産省の方は、産業政策的見地からの改正、このように思っているしやいますか。

○政府委員(藤島安之君) 今回の純粋持ち株会社の解禁は、先ほど来御答弁がございいますように、新規事業の展開あるいは既存事業の効率化のために企業の選択が広がるということで、大変有意義なものと考えているわけでございます。中期的に産業の空洞化の懸念があり、あるいは少子・高齢化がやってくる、そうした中で二十一世紀に日本の経済活力が失われるのではないかと、そのためには今から経済構造改革を推進していく必要がある、そういうことで私どもは真剣に取り組んでいくわけでございますが、そうした経済構造改革に資するもの、こういうふうにご考えておるわけでございます。したがって、そういう趣旨から見ますと、産業政策的な見地からの今回の独占禁止法の改正というふうに私どもは理解しておるわけでございます。

しかしながら、先ほどからも御答弁がございいますように、三類型についての純粋持ち株会社は禁止されるわけでございます。これは事業支配力の過度の集中を防止するという独占禁止法の趣旨から出るものでございまして、そういう意味では、禁止される部分が部分的に残る、こういうことになり

ます。手法的には、そういう意味では規制緩和、過剰の規制の部分を緩和する、そういうふうにご理解しております。

○片上公人君 いずれにしましても、今お話がありましたように、このメガコンベンションと言われる今の国際競争の激化の中で、一方で規制緩和の要請があるし、一方で競争政策の必要性が指摘されておるわけでございますけれども、そういう中で、わかりにくいけれども、若干疑問が出るのは、独禁法の規制緩和と通常の規制緩和とはどう違うのか、さらには独禁法と産業政策とは今どんな関係にあるのかということをお伺いしたいし、また規制緩和の各目での経済的な規制と同じようにどんな一律的に独禁法を次々に規制緩和していく場合は、むしろ自由競争の制限をもたす場合もあるのではないかと。例え、今盛んに業界などが主張しております九条の二や十一條、さらには合併規制などの緩和や撤廃については、公正取引委員会はどう考えていらっしゃるのか、むしろ、これは自由競争の確保のため維持していく必要があると考えられるのか、ここを伺いたいと思っております。また、通産省はどう考えておるか、以上二つお願いします。

○政府委員(根来泰周君) 産業政策といいますが、それにはいろいろの規制があつて、その規制の中で産業が発達してきたということも否めないところだと思つております。現在、そういう政府規制といひますか、そういう外の枠組みが壊れてきている、あるいはその枠組みを壊しているという時代であろうかと思つております。

しかし、枠組みが壊れますと、それでは各事業者、企業が勝手に競争していかうことにならないわけでございます。それにはやはり競争ルールというのがあるわけでございます。だから、その競争ルールの部分をこの独占禁止法なりが担ひ、またその部分の監視役ということで公正取引委員会が置かれておる、こういう理解をして

ます。ですから、自由競争になりましても、そういう競争ルールというのは厳然として置かなければならないし、また、その競争ルールの監視役として公正取引委員会が十分の活動をしなければならぬものと思つております。そういう意味で、独占禁止法の、言うなれば規制といひますか制限といひのは、一般言われておる経済規制とはやや色合いを異にしていると思つております。

ですけれども、この独占禁止法の中にも、言うなれば一般規制と同じような色合いのものは当然あるかと思つております。そういうものはやはり枝葉を切り捨てて、本当の自由競争のルールということに實質、変形させていかないと、やはり独占禁止法本来の使命というのは果たせない、こういうふうにご思つておられます。

そういうことで、独占禁止法の中のいろいろの、今挙げられました九条の問題とか十一條の問題とかという問題はなおかつ現代的意義を持つておるわけでございます。それは、やはりスタートラインに立つておる者が走る前に勝負がついてしまつてしまつたような経済力を持つておれば、これはもう自由競争も何もないわけでございますから、そういう意味で重要性を持つておるんじゃないかと思つておられます。したがって、少しは改善する余地はあると思つておられます。従来どおりの考え方その規定は置いていくつもりでございます。

占禁止法の働く分野をふやしていく、そういう意味で、私どもいろんな政策を展開している、そういう状況にございまして。

他方、独占禁止法と規制緩和の関係については、経済規制との関係についてのお尋ねがございましたが、委員長からも御答弁がございましたように、独占禁止法は企業の自由かつ公正な競争を実現するための環境を整備する基本的なルール、こういうふうにご理解しておるわけでございます。その意味で、多くは競争制限的な効果を伴う他の経済的規制とは異なる性格を有しているというふうにご考えておられます。

しかし一方で、独占禁止法といひても企業活動に一定の経済的制約を課しているということも事実だと思つております。特に、持ち株会社規制等の企業結合に関する規制、これは弊害が生ずる前に予防的に全面的に規制をするというのがこれまでの考え方であつたわけですが、今回解禁するというところで、必要最小限であり合理的な範囲で規制を行つていただきたい、こういうふうにご考へるわけでございます。

それから、第九条の二あるいは十一條のお話がございましたけれども、これにつきまして必要最小限の規制であるべきだと、こういうふうに私ども考へておるわけでございます。

先月、五月の閣議決定で、経済構造の変革と創造のための行動計画、そういったものを閣議決定しておりますが、その中でも、合併あるいは株式保有等につきましては届け出あるいは報告につきましては見直しを行う、こういうことが決められておるわけでございます。

したがって、独占禁止法の働く分野が拡大し、その運用は強化するとともに、規制につきましては必要最小限のものにしていく、そういうことが必要である、そういうふうにご考へております。

○片上公人君 ちょっと変な言い方になるかも知れぬけれども、唐突といひますか、一つお聞きしたいのは、財閥復活は悪いとかなんか言うておる

○政府委員(塩田薫範君) 今御審議をお願いしております改正法案におきましては、持ち株会社を全面的な禁止から事業支配力が過度に集中することとなるものについての禁止ということに改正したいということでございますが、事業支配力が過度に集中したとしてどういう問題があるのかというところでございますが、仮に持ち株会社の全面

禁止といいますが、全面禁止の逆で全面的に解禁をするということにいたしました場合、つまり今回の改正法案では過度集中になるような場合は禁止をするということでありますけれども、それも規制を取つ払つてしまふということでも考えた場合には、事業支配力の過度の集中というそういう持ち株会社グループ、当然出現するということが考えられるわけでありますが、そういった場合には、事業者が市場へ自由に新規参入をする、あるいは取引先の選択あるいは取引条件の設定についての各事業者の自由で自主的な判断が制約される、あるいは価格であるとか品質であるとかサービスといったものを中心にした公正な競争を行うという、そういった公正な競争が妨げられるということが考えられまして、市場メカニズムの機能が妨げられるおそれが生ずるというふうに考えております。したがって、事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社は引き続き禁止をすることが必要であるというふうに考えております。

それから、戦前の財閥がなぜ悪いのか、問題なのかということでございますけれども、戦前の財閥と言われるものは、持ち株会社を通じて事業支配力を過度に集中するということで公正かつ自由な競争が阻害され、我が国経済社会に多大の被害といえますが、そういったことを与えた経緯があるというふうに承知しております。したがって、戦前にありましたような財閥、財閥とい

○片上公人君　そういう意味から、持ち株会社のは是非の問題というのは、要は経営スタンスの問題ではないのかと、こう思う次第でございます。先ほど話がありました戦前の財閥は、一握りの家族的な経営に基づいて経済、産業を私物化し、その私物化を通じて軍部と癒着した、産軍共同体を形成していった、こういうのが問題であつたんだと思ひます。

それに対して、純粹に経営戦略の一環として企業グループを形成して、企業を傘下に置いたり、または放出したりするという欧米式の持ち株会社方式というのは、むしろ巨大資本をバックに新規分野への進出を可能にしたり、停滞している既存産業への参入を実現する有力な手段となり得るのではないか。そうであるならば、それは産業の活性化や競争の促進に資する面もあると言えると思いますが、これについて公取、通産の見解を伺いたい。

○政府委員(塩田薫範君) 先生御指摘のように、戦前のいわゆる財閥というのは、単に企業がグループになっていったということではなくて、そこに同族といえますか家族支配的な要素というのが入っていたということもあろうかと思ひます。したがって、現時点でそういった特定の家族が支配権を持つような大規模な持ち株会社ができると思いますか、戦前の財閥のようなものができるのかという点に對する疑問というのはあると思ひますし、現時点で株式がかなり分散しておる、それもかなり幅広く企業間での保有になっている、そういうことからすると、戦前のような家族支配的な要素を持ったものというのは、極めて巨大な戦前のような財閥という意味でのものが出てくるかということは、そこはなかなか想定しにくいということはそういうことだと思ひます。

それから、大規模な持ち株会社の場合には、あ

したが、いまして繰り返しになりますけれども、持ち株会社を全面的に禁止し続けていくことは適當ではないというふうに考えますけれども、全面解禁することもまた適當でないというふうに考えております。

（政府委員（關島安之君） 委員御指摘のとおり
企業がそれぞれの戦略に基づきまして組織形態を
選択するというのは本来的に自由であるというも
のだと思います。純粹持ち株会社につきまして
も、欧米ではこういうことが認められておるわけ
でございます。そういう意味で、事業戦略等に対
応した最適な組織形態を目指す、そういった上で
の選択の自由度が確保され新規事業を起こしてい
く、そういったことは大変重要なことだと考えて
おるわけでございます。

そので、今回の改正は我が国の過去の歴史を踏まえ、過度の事業支配力の集中が起こることのないよう最小限の規制を残す、そういった考え方に基づいたものでございます。我が国の独占禁止法の趣旨に照らして適切なものである、こういうふうにて考えておる次第でございます。

○片上公人君　以上から、九条による禁止類型が必要であるとするならば、改正案のような十五兆円とか業界のシェア何%とかいったそういう量的なものではなくして、持ち株保有の目的、事業経営の方針やそれまでの経営実績あるいは姿勢などについての基準を設ける方が適切ではないか。

○政府委員(堀田薫範君) 四章研でいろいろと御議論いただいて報告書をいただいたわけでありますけれども、その報告書の趣旨というのは、事業支配力の過度の集中を防止するという独禁法第一条の規定の趣旨等を踏まえて、それに反しない範囲で解禁をするというのが適当であるというのが趣旨であるというふうに理解しております。具体的に問題とならない類型としては、小規模会社であるとかベンチャーキャピタルであるとかというようなことが挙げられていたというふうに理解をしています。ところでございます。

今回御審議をお願いしております改正法案も、同様にこの報告書の趣旨を踏まえて事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社は引き続き禁止をするということで、そのラインに沿っているものというふうに考えております。

事業支配力の過度の集中というのは、先ほど委員長からも御答弁申し上げましたように、それだけではなかなか明確にならないということで、できるだけ法律で明確化を図ろうということで、先ほど来お話が出ておりますように九条五項で三つの類型等の要件を規定しているわけでございます。ただ、九条第五項の規定だけ見てもなかなかわかりにくいというところもありますので、それを具体的に、できるだけ客観的な考え方といえますか解釈といえますか、そういったものを示そうということで、必要に応じて数値を入れるというふうなことで、先ほど先生御指摘のように第一類型の場合には総合的事業規模として十五兆円程度とか、あるいは有力な事業者ということでシェア一〇％以上あるいはシェアが上位三位以内というふうなことを、具体的な数値も入れたところでガイドラインの中でお示しをしようかというこ

とを考えているところでございます。

ただ、数値基準だけですべてを律するということはなかなか難しいところがございますので、規制の趣旨に即して実質的な判断を行う必要がございますので、ガイドラインの策定に当たりましては、そういった判断の基準についてもできるだけ具体的にしていきたいというふうに考えております。

○片上公人君 持ち株会社の必要性の一つに国際的ハーモナイゼーションが挙げられておられるわけですが、国際的というんだったら、欧米先進国だけじゃなくてアジアの諸国の実態も考慮をすべきではないか。東アジア地域で広く見られる財閥あるいは企業グループは、当地で財閥あるいは企業グループであるがゆえの深刻な問題を起しているのかどうか、ひとつ実態を教えてほしいと思います。

また、発展途上国につきましては競争力の強化という観点から財閥はやむを得ないけれども、同じアジアでも我が国は先進国だから財閥や巨大企業グループは有害だと、こう言っているらしいやうのか。通産省は今日こうした企業グループの存在はどのように評価されておられるのか、伺いたいと思います。

○政府委員(佐野忠克君) 今、先生の御質問のアジア諸国における状況でございますが、私たちの知るところでは、韓国におきましては、ヒュンダイと申しますか現代とか、サムソン、三星等々のチェブルと言われる企業集団がございます。また、マレーシア、インドネシア、タイ等にはいわゆる華僑系を中心とした企業集団が存在する等、アジアにはいわゆる財閥的な企業、企業グループが見受けられるのは全くそのとおりかと存じます。これらのアジア地域におきまして、それらの企業集団というか企業グループが、その資金力等を活用いたしまして諸外国からの技術導入を図る等、経済の発展に一定の役割を果たしているという認識を私たちは持っております。

では、その後段の部分は私ではなく藤島審議官の方から答えさせていただきます。

○政府委員(藤島安之君) 我が国におきましてもいわゆる大規模な企業集団、そういったものが存在いたしまして、いわゆる縦系列を形成するといったような大規模な企業グループが存在するということとは事実だと考えています。このうちの六六企業集団につきましては、我が国経済に占める割合というのはいくらも低下してはおります。また、そもそも緩い結合関係でございます。また、内取引比率も低下している状況でございます。それから、さらに六六企業集団、縦系列を問わず、経済のグローバル化や国際競争の激化の中でも、集団内の非合理的な継続的な取引、そういったものは既に維持できなくなりつつあります。調達先の多様化やグループを超えた連携の動きも見られる、そういった状況でございます。したがって、現在の我が国のこうした企業グループが過去の財閥のように問題があるというふうには考えてはおりません。

しかし、これらの企業が持ち株会社、純粹持ち株会社の形態を用いまして支配的な関係を拡大強化した場合に事業支配力の過度の集中を招く可能性が全くない、そういったことは今の時点で言い切ることはできないかと思っております。このような事態を将来発生することのない、そういうように未然に対処する、こういう考え方は今回の独占禁止法の改正案で提案されているわけでございまして、これは非常に合理的な考え方である、こういうふうにご考えておるところでございます。

○片上公人君 九条は適用上国内企業に限る、海外企業にはその適用がないものとされておられるわけですが、そうしますと、概念上は外国持ち株会社の傘下企業が企業買収などによって我が国で次々に増加して、ついには禁止の上限を超えるような事態が生じて、それはもう改善することはできないということになるのかどうか伺いたいと思います。

また、もしそうなら改正案の九条の五項の脱法行為として、海外に持ち株会社をつくって国内企業を傘下に置いてよいということになるかどうか、これを伺いたい。

こうした事態に対して第十條の規定はどの程度の効果があるのかについても伺いたいと思っております。

○政府委員(塩田兼範君) 現在御審議をお願いしております改正法案の第九條第一項、第二項、これは事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社になることを禁止している規定でございますが、これは特に第一項の場合に、日本の国内の会社が過度集中になる持ち株会社になることだけを禁止しているわけでありまして、外国の会社が日本国内において過度集中になるような持ち株会社になることを禁止しているということでございます。

それから、第十條の関連のお話もございましたけれども、第十條は事業支配力の過度の集中を防止する、そういう観点の規制ではございまして、特定市場において株式を所有することによって競争の実質的な制限になるような場合を規制するということでございます。言ってみれば個別の市場で競争制限になるような株式の取得、保有、それを禁止しているものでございます。これにつきましては、当然国内の会社だけではなく、外国の会社が国内の会社の株式を所有して、今申し上げましたように国内において競争の実質的な制限を招くような場合には禁止されるということでございます。

それから、外国の会社が国内の会社の株式を所有する場合について、国内の会社についても一定の場合に毎年株式所有報告を出していただくように、要するにチェックをするために出さなければならぬというようにしておりますけれども、外国の会社についても同じようにそれに準じて株式所有の報告をしていただくというシステムになっておりますので、そういう意味でのチェックのシステムはあ

るというところでございます。それに基づいて現在やっておりますところでございます。

○片上公人君 今、企業間における国際的な競争が激化しているわけで、特にアメリカの買収やAT&Tの提携に見られますように、情報や通信分野での国際的な競争も一つにはこのように国際進出の観点からのものであるとも言われておりますが、こういう国際化に伴う内外企業の競争激化とそれに伴う企業買収、系列化が進んでいくと、外資規制の問題と並びまして、外国企業の取り扱いや寡占化の問題が今後競争政策上顕在化してくるのではないかと思います。

九条で禁止される持ち株会社の類型には、本法案による三類型のほかに、特定分野の企業グループ、通信分野のNTTとかアミューズメント分野のソニーグループなどという寡占、寡占の禁止類型もこれは含めるべきではないか。こうした九条のような一般的な、予防的規制はこれ以上必要でないかと考えるのかどうか。独占、寡占につきましては、独占禁止法上、私的独占の禁止三条や寡占的状態の是正措置八条の四などがありますが、こうした国際化に伴う企業買収や産業構造の変化に対応して今後見直していく必要はないか。こうした時代の変化に対応して第十條規定などをどう活用していくのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(塩田兼範君) 御指摘のように、国際競争が激化する、内外企業間の競争が激しくなるということ、当然企業間の競争あるいは企業買収であるとかあるいは系列化というようなことが進むということ、寡占化が進む、特定の市場における寡占が進む、そういったような問題といたしまして、今御願ひしている改正法案を含めて、独占禁止法で十分対応できるのかどうかという御指摘だと思っております。先ほど申し上げましたように個別の特定市場において、株式所有に

よってその競争が実質的に制限されるような場合については、独禁法の十条によりまして規制が可能でございます、それから持ち株会社グループあるいは持ち株会社でなくてもいいんですけれども、例えば持ち株会社グループによって他の事業者を排除するということで私的独占といったような行為がある、あるいは高度寡占市場において、先生御指摘の第八条の四という規定で独占の状態に関する措置という規定がございますが、そういった高い高度寡占の業種、分野におきまして一定の弊害が生じた場合には、これもまた是正措置が講じられるという規定がございます。したがって、まして、内外の競争が激しくなり、それによって寡占が進むということがあったとしても、競争制限になるあるいはそれに近いような、私的独占というようなことが出てきたとすれば、それは現行の独禁法の規定で対応できる、むしろそういった規定を十分活用していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○片上公人君　そういう中で、公正取引委員会の監視が有効に機能するためには、本法案では廃止されることになっておる国際契約の届け出系統、いわゆる第六条というものは、私はむしろ今後必要なのではないかと思いますが、その点についての見解を。

○政府委員(山田昭雄君)　六条の二項は国際契約の届け出をする現行法になっておりますが、その削除をこの法案で御審議をお願いしているわけでございます。

現行法の六条一項は、事業者がカルテルあるいは不正な取引方法に該当する事項を内容とする国際契約等を締結する場合にはこれを締結することを禁止しているわけでございまして、この実効性を図る観点から、六条の二項におきまして違法な国際契約が締結されないよう監視することを目的としたしまして国際契約等の届け出制度を設けているわけでございます。

しかし、国際契約の届け出制度につきまして、違反行為の監視の必要性あるいは事業者の負担軽減等の観点から見直しを行った結果、主要先進国におきましてはこういった同様の届け出制はないこと、あるいはこの現行制度につきましても、今届け出の範囲というのを逐次縮減してまいってわけでございますが、違法の疑いがあるということと指導した例も非常に少なくなってきたというようにして必ずしも効率のよい情報収集手段と言えないことなど、届け出制を存続させる必要性が乏しくなってきたと見て、また他方におきまして、国際取引における違反行為の未然防止への対応及び違法な国際契約等が締結されないよう監視するための体制、これも公正取引委員会内部の組織としても整備されてきております。こういったことから考えまして届け出制度を廃止することとしたしまして、この六条二項の規定を削除するということを現在お願いしているわけでございます。

しかし、この第一項の禁止規定というものはそのまゝ残るわけでございまして、我が国市場における競争に悪影響を及ぼすような国際的なカルテルとかあるいは不正な取引方法を内容とする国際契約等が締結される場合におきましては、六条一項の規定に基づきまして厳正に対処することができるということでございます。そういうことでございまして。

○片上公人君　さらに、こうした企業活動の多国籍化や国際競争の激化に伴う各国の競争政策のハーマナイゼーションを今後WTOやOECDでどう取り扱っていくのかについても伺いたいと思います。

特に、アメリカなどで採用されているいわゆる域外適用条項の一般の導入も今後必要となってくるかどうか、このことについても伺いたいと思います。

○政府委員(根来泰周君)　御承知のように、WTOあるいはOECDで競争政策が取り上げられまして、私どもの委員会からも職員を派遣しましてそれぞれ意見を申し上げておるわけでございます。この独占禁止法につきましては、各国それぞれ

制度がございまして、またその制度のよって立つ産業基盤というのがそれぞれ違うわけでございまして、統一の何とないままに、統一規約といえますか、そういうことはなかなかできにくいと思います。それぞれ各国の特殊事情等にかんがみましてそれぞれ独占禁止政策あるいは競争政策を運用しているところでございまして、経済がグローバル化している現在、やはり独占禁止法の運用あるいは競争法の運用もグローバル化させるを得ない状況でございまして。そういうことでございまして、私どももそういう国際的な趨勢に十分注意しながら運用を図っていきたい、こう思っております。

なお、さらに御質問のありました域外適用でございまして、これは域外適用という観点についてはいろいろ問題がございまして一概には申し上げかねますけれども、これは各国の主権との兼ね合いの問題がございまして、これはそういう問題がございまして、慎重に対処しなければならぬと思っております。ただ、その国で起こった要するに独占禁止法違反の件につきましては、これはその国が責任を持って対処するべき筋合いだろうと思うわけでございまして。したがって、我が国で起こりました独占禁止法に抵触する事実につきましては、我が国において厳正に対処すべき問題でございます。

○片上公人君　金融持ち株会社についてですけれども、金融持ち株会社につきましては九条等によつて一応の規制体系を示して、さらなる詳細の規制は大蔵省の金融制度調査会等で検討することになっておるようでございまして、しかし、金融持ち株会社といえども競争政策にかかわる部分は独占禁止法によるべきではないかと思ひます。NTTはいろいろ曲折があつたようでありまして、けれども、結局は独占禁止法の規制に服することを前提に分業法が提出されているわけでございまして。金融業に限っては独占禁止法だけでなく別途規制措置が何ゆゑ必要なのか、一つは伺いたいと思ひます。

また、金融制度調査会等では金融ビッグバンに関連して銀行、証券等金融業の相互参入の調整、預金者、投資家の保護などの観点から制度調整を行うようでありまして、持ち株会社の趣旨は自由化による企業競争力の強化が目的であるはずで、決して競争制限的な規制がなされるべきではないと思ひます。その点についても見解を伺いたいと思ひます。

また、そうした観点から制度改正に当たっては、事前の段階から、すなわち金融制度調査会等における検討段階から金融持ち株会社に関する部分はもちろんのこと、それ以外の全般的問題につきましても公正取引委員会の意見を反映させる必要があると思ひますけれども、その点についても見解を公正取引委員会及び大蔵省にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(塩田兼範君)　私の方から独禁法上あるいは独禁政策の観点から金融持ち株会社について今回の改正法案でどんなふうな手当てをしているかということについて答えさせていただきます。

金融持ち株会社といふのは、金融会社を子会社として持つ持ち株会社ということでございますが、この金融持ち株会社につきましても、一般の持ち株会社といふものと、金融会社は子会社でない持ち株会社と同様に事業支配力が過度に集中することとなるものについては禁止をするということで改正法案の九条の中で、明確には何にも書いてありませんけれども、金融持ち株会社も金融子会社を持たない持ち株会社と同様に規制をするといふこと、一定の範囲で許容をするという点については全く同様の扱いをいたしております。ただ、今回の改正法案で一般の持ち株会社と一点だけ異なる取り扱いをしておるところがございまして、それは施行日のところでございまして、持ち株会社一般につきましては、改正法案を認めた日をもって施行をしようとしておることを予定しておりますけれども、金融持ち株会社につきまし

ては、後で御説明あろうかと思いますが、金融政策の観点から信用秩序維持あるいは預金者保護等の観点から、金融サイドでの金融持ち株会社に対する手当てというのが必要だということ、今回の改正法案の附則の中で、金融持ち株会社については今申し上げましたような趣旨を踏まえて別に法律に定める日まで禁止をするといいますが、別に法律で定める日をもって解禁をする。そういったことにしてあるわけでございます。

それから、金融持ち株会社あるいは金融業全体、今回いろいろ議論されておりますけれども、それと競争政策とのかわり合いということでございますけれども、これは一般的なあれで恐縮で

ございすけれども、競争政策に関連するような政策といえますか法案を作成する場合には、常に私どもの方に事前にしかるべき時期に御相談をいただいて、そこで議論をさせていただく。もちろん、私どもは独禁法改正法案を国会に提出するに先立ちまして各省に御相談いたしました。それと逆の、逆のいうか同様のことが行われるわけでありまして、我々としては競争政策の観点からいろいろと協議をさせていただきたいというふうな考えっております。

○説明員（中井省君） お答えいたします。

今、公取委員会の方から御説明ございましたけれども、金融業を営む会社を子会社とします持株会社につきましてはいろいろな形態がございます。銀行持ち株会社、証券会社、保険会社等々ございますが、いずれにいたしましても預金者なり保険契約者、投資者の保護等のための規制、いわゆる金融政策上の規制が必要と、こういう観点から別途金融関係業法の整備を予定しております。そういう観点から、独禁法の改正法案第百六条におきまして、こういう金融政策上の観点の法整備と改正独占禁止法の施行を合わせる趣旨の規定が設けられていると理解していただきたいと思います。

具体的には、先ほども申し上げましたけれども、各種の関係審議会におきまして現在鋭意御検討

討いたたいておりまして、六月中旬に報告をいた
だいて、それを受けて我々の方でできるだけ
速やかに法的準備をさせていただいて、しかるべ
き機会に国会に提出させていただきたいと思えて
おります。

現在、各種審議会で御審議いただいております中身につきましては、これはいわゆる業際規制と申しますか、各種銀行、証券、保険会社、それから銀行の中にもいろいろ長期信用銀行とか信託銀行、いろんな専門金融機関がございます。これの規制をできるだけ取り払って自由に競争していただこう、こういう精神で検討が進んでいる次第でございます。

○片上公人君 金融持ち株会社はいわゆる金融ビッグバンの目玉の一つとして、金融業の国際競争力の強化の観点からもその中核的な位置づけがなされているわけでございますけれども、実はこの金融ビッグバンによりまして金融自由化が進むと、最も有利になってくるのは新規に我が国に参入してくるであろう外資系の金融サービス企業ではないかと思うわけです。銀行の不良債権問題や証券会社による総会屋への不正利益供与、日産保険の経営破綻等、我が国の金融業の抱える体質的な欠陥はもう修復は不可能というような状態になつておると思います。

そうした中であつて、金融ビッグバンが実現すれば、もう逆に勝負はついたも同然ではないかと思ひます。国際競争を勝ち抜いた百戦錬磨のいわゆる外資系金融サービス業が我が国に大挙して押し寄せる、こう思うわけですが、そうした事態が予想される中で、金融持ち株会社を形式的に認めたとしてどのような実益があるのか、お伺ひしたい。

むしろ金融持ち株会社は外国企業がこれを最も有効に利用するのではないかと思うわけですけれども、それでもよいのかどうか。我が国金融業が競争の結果、外資系金融業で占められるようなことになってもそれはそれでやむを得ぬと言ふのか、この金融の空洞化の防止は日の丸企業である

か外資系企業であるかということは関係ないのかどうか、大蔵省にお伺いしたいと思います。

○説明員(中井省君) 今般の金融システム改革は、二十一世紀までに我が国の金融市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場として復権させることを目的としております。そのために、銀行、証券、保険分野の参入促進や商品規制の撤廃、緩和など、大幅な構造改革を推し進めようとするものでございます。

このように構造改革につきましては、まさに先生御指摘ございましたように、関係の金融機関につきましてはさまざまな苦痛を伴うものであろうかと思えます。しかしながら、まさしく従来行政から大きく転換いたしました競争促進的な金融の社会にしていこうという目的でございます。ある意味では、それがまた消費者利便に資するということでございますので、関係金融機関はかなりの努力が必要かと思われましますけれども、日本の経済、金融のためには避けて通れない道だと考えている次第でございます。

しかれば、その過程で持ち株会社はどうかと申しますと、現在のところ、例えばアメリカにおきましてはもう既に持ち株会社といえますのは、銀行持ち株会社についてはある程度の規制がございます。当然のことながら、規制はございますけれども自由に設立できるわけでございます。それから、ヨーロッパにつきましては、我々聞き及びますところでは、ある意味では余り規制がない。既に諸外国ではもうそういう制度ができてゐるわけでございます。

現在の事態と申しますのは、日本の大手の金融機関が国際的に競争していく際に、ある意味では日本においては持ち株会社という制度がとれないがために手足が縛られている面がございます。その手足を少し自由にしうということでございます。諸外国の金融機関とイコールフッティングで競争をしていったらこうという趣旨でございます。

なお、日本の金融機関の競争力についていろいろ

る御心配をかけておりますが、例えばある日本の証券会社に勤めておられた方がアメリカの有力なインベストメントバンカーの副会長になられて、いろいろな週刊誌等でありますが、三十何億円稼ぐというようなことで、そういう有能な方もいらつしやるわけでございまして、ある意味では個人個人の努力というよりも何といえますか、東京の市場というのは、日本人が活躍する場が、いろいろ我々も反省しておりますが、ある意味では少し制限されているがために日本人の能力が十分に発揮できないような市場である。これからはその辺のところ、まさに個人個人の能力が十分に発揮できるような世界になっていくことであらうかと思ひます。

それからお、ビッグバン等でいろいろ御心配をおかけしておりますが、例えば諸外国を見ましても、いわゆるローカルの市場でリテールといえますか、小売、預金者を相手、それから中小企業との相手に貸し出しをやっているようなところはやはり伝統的なバンキングというのは非常に強うございまして、そのところまでは、例えばロンドンで先端的なことをやっておりましても、地方においては伝統的な力が勝っているというような面もございます。

日本の金融機関の競争力の問題というのはまさに先端的なところでいろいろ出てこようかと思えますけれども、これはもう時代の流れでございまして、各金融機関にいろいろ御努力いただくしかないと考えている次第でございいます。

○片上公人君 連結納税制度の必要性とか企業情報
のディスクロージャーあるいは会社と株主、債
権者との関係のあり方などにきましては今までも
ずつと多くの方面から指摘があるのでこれ以上
つけ加えませんが、一つだけ疑問とするのこれ以上
は、こうした問題は現行のいわゆる事業持ち株会
社も同様であつて、純粹持ち株会社に特有の問題
ではないので慎重に扱うべきである、大蔵省、法
務省はそういう姿勢で来たように思いますけれど
も、持ち株会社の解禁は必要としながらも、その

実効性にかかわる大きな課題は持ち株会社に特有ではないから検討しないということになると、これは全くの御都合主義であると思います。結局、公正取引委員会の権限を弱めるために九条の改正に終わつただけということになりかねない。この際、大蔵、法務省当局にこうした課題に対する誠意かつ迅速な対応を求めたいと思います。

なお、本法案九条六、七項に盛り込まれておりますところの持ち株会社設立に伴う届け出、毎年の事業報告制度については以上のような点を把握し得る程度の適切かつ十分な内容のものである必要があると思いますけれども、説明をお願いしたいと思ひます。特に持ち株会社のデイスクロージャーをどのように担保するのか、届け出や事業報告は競争政策上必要な範囲に限定され、株主や債権者保護に資する情報までは求めないということなのか、求めないということになるのかどうかという点を伺いたいと思ひます。

○説明員(山本晃君) 私の方からは、この純粹持ち株会社の解禁に伴ういわゆる企業会計整備、デイスクロージャーの問題についてお答えをしたいと思います。

現在、企業会計審議会におきましては、会計基準の国際的な動向を踏まえて整備を図っております。いわゆる連結財務諸表制度についても、従来の個別情報を中心としたデイスクロージャーから連結情報を中心としたデイスクロージャーへ転換すべく、今現在見直しを行つてるところでございます。

現行の有価証券報告書等では、連結財務諸表のほか企業集団の概況やセグメント情報の開示等を求めているところがございますが、持ち株会社については、その業績は一般の事業会社と比べまして傘下の子会社の業績に左右されるということになるために、連結ベースの情報、特にセグメントと呼んでおりますが、事業の種類別、地域別の情報の重要性が一層高まるものというふうに考えられるところでございます。

企業会計審議会が二月七日に公表いたしました

連結財務諸表の見直しに関する意見書案、これは通常公開草案と呼んでおりますが、この公開草案では、営業の状況や設備の状況等について連結ベースでセグメントごとに記載するといふふうにされておりました。近々この企業会計審議会として最終的な報告が行われる予定でございます。私も伺ひましたし、この企業会計審議会の最終報告を受けまして、持ち株会社のデイスクロージャーの充実につきまして、必要な措置を含めまして鋭意検討してまいる所存でございます。

○政府委員(柳田幸三君) 持ち株会社と商法との関係についてお答え申し上げます。

持ち株会社は、商法上はいわゆる親会社に相当するということになるわけでございます。商法の立場からは、持ち株会社の解禁に伴ひまして、当然に商法上の手当てが必要になるといふふうには考へていないところでございますけれども、ただいま御指摘がございました会社と株主との関係を含めまして、持ち株会社の存在が株主あるいは債権者に実際にどのような影響を与えるのか、それから今後の持ち株会社の運営の実情がどのようなものになるのかといった点につきまして、商法の観点から重大な関心を払いつつ、今後必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○政府委員(堀田兼範君) 改正法案の第九条第六項、七項の報告の内容をどの程度にするのかというところでございますが、先生御指摘のよう、この報告制度あるいは届け出制度は持ち株会社の実態を私どもとして把握をする、事業支配力が過度に集中するかどうかということと監視するということとを目的としたものでございますので、この報告なり届け出の内容をいたしましては、事業者の負担等も勘案しながら、制度の目的に即して必要な範囲内にとどめたいというふうに考えております。

○片上公人君 以上のように、この持ち株会社が解禁されましたも、実はこれを實際利用できるのは当初のころみと違ひまして、外資系企業やいわゆる六大企業集団と言われる企業グループ、一部の新興勢力ではないかといふようなことを思ふわけでございますが、また専らこのリストラ、首切りの前段階の手段として使われるのではないかと、こういう心配を指摘する人もおられます。

さらに、持ち株会社は、実は遺産対策や事業承継の有力な手段として、中小企業の方はいろいろ心配されておりますけれども、逆に中小企業の経営者が利用するのではないかと、これも言われておるわけでございますが、持ち株会社の解禁に当たりましては中小企業への影響が懸念されておるわけですが、一方ではその経営者の節税に有利ではないか、こうも言われております。このように九条の解禁が今後どのような影響を与えるかといふのは予想がつかないものでありまして、その時点になって慌てることのないように、今後関係当局はこの制度の運用に十分目配りをしていただきたと思ひます。

また、非常に今公取が注目されて、かつてないほど公取にライトが当たり、大きく言えば日本の運命を左右する、根拠委員長のものと、どう動くかによつて日本はつぶれるかどうかかわらないところまで来ている、そこまで言えるかわかりませんが、そういう中で、例えば持ち株会社の解禁に伴つて総合的にこの事業能力が強化されてくると、下請にこのしわ寄せが容易に来やすくなるかと、あるいは企業間の結合がどんどん進みやすくなるかと、こういうことに対して現在の体制で十分に対応できるかどうか。人数の問題もあるし、人員のことともいろいろ言われておりますけれども、例えばあつた何百人ぐらゐつたから完璧にできるとか、いろいろな要望もあると思ひますけれども、私は人員の問題についても非常に、確保するものは確保しなかつたら、せっかく法を改正しているんだことを審判するといひますか、そういう中であつてできなかったら何の意味もない、こう思ひますので、そのことについても伺ひしておきたいと思ひます。

もう一つは、今回の改正法案の中で何となくも

う一つつきりせぬという理由は、先ほど言いましたようないろいろな各省との微妙なニュアンスの違いとか、またはこの法案自体がガイドラインに書かなかつたら非常にわかりにくいといふようなことがあると思ひます。そのガイドラインがまだはつきりしていないところにあると思ひますが、そのガイドライン、この原案をいつごろ示そうとされておるのか。

さらに、もう時間ですからまとめて言ひますが、五年後の見直し、これは大事だと思ひますが、五年後の見直しに對しまして、本場に各省庁よく連携とつて、目配りしてうまくいくように慎重にやつてもらいたい、このことをお願いして質問を終わります。

○政府委員(根來泰周君) 幾つかの点について御質問がございましたので、まとめてお答えいたしますけれども、まず、この制度が国会で御承認いただいたて実施に移されたときにどういふことになるであらうかといふことでございますが、五十年間のこの制度が眠つていたわけでございますので、私どももどういふふうになるのかといふ点について確たることを明言できないのを遺憾とするわけでございますけれども、私どもの考え方としては、この九条が先ほど来お話がおりますようにオーバール規制といひますか、規制のし過ぎ、過剰規制といふような話がございますので、その過剰の部分を切り捨てたといふところでございまして、

ですけれども、切り捨てて、それでは持ち株会社制度というのが円滑に動くかといふと、先ほど来御指摘がありましたように、労使の問題とかあるいは税金の問題とか、会社法の問題とかいろいろあると思ひます。ですから、この制度が本当に動き出すためには、そういう制度が列に並んで用意ダウンで走れば一番いいわけでございますけれども、これがなかなか今の役所の制度として難しいわけでございます、それぞれその模様の眺めといひますか、一体公正取引委員会がどういふ制度を考へるのかといふふうには役所だつて見て

いると思ひます。

ですから、私ももととしては、まず基本法である独占禁止法の九条を改正しまして、そして一つの線路をつくりましたら、ほかの役所がそれではこういう制度を活用するためにはこういう駅も必要ではないかと、あるいはこういう汽車も走らさなきゃいけないとかというところをお考えになると思ふわけでございます。そういうことで、この五年間という一つの見直し期間をいただいたのはそういう点もあるわけでございまして、この五年間の間にこの制度が十全のものとされて、せっかく解禁になったわけでございますから、これが企業者も大いに利用され、また労働者も消費者もあるいは中小企業者もうまくその恩恵を受けるということになればこれにこしたことはないわけでございしますから、そういう意味で五年間の猶予をいただいたということだろうと思ひます。

それから、ガイドラインの点でございしますが、これはもう国会で議決になりましたら、これまでの御議論を踏まえまして早速ガイドラインの原案をつくりまして、いろいろの御批判をちょうだいしたいと思ひます。

それから、公正取引委員会の人員の問題でございしますが、これは今まで政府内でもいろいろ御高配をいただき、また国会でも組織改正についていろいろ御高配をいただいていることには非常に感謝を申し上げておきます。これは非常に多々ありますと申すわけでございしますが、人がふえればふえるほど結構なことではございします。しかし、そんなことを言っても、今の行政改革の時代に幾らでも人をくれと言ふわけにはまいらぬと思ひます。

それで一つは、やはり法律をもう少し見直して、どういうところに必要なのかという重点的なところを策定するというのが必要であらうと思ひます。独占禁止法が施行されて五十年になりますので、この機会に長期的課題でございしますが、そういう点を十分見直したい、こういうふうに入っています。

それから、これは私を含めての話でございしますが、一人一人は力をつけるしかないわけでございまして、その力をつけるというのは、いろいろおしかりはあると思ひますけれども、力をつけてひとつこの難しい時代を乗り越えるしかないのじゃないか、こういうふうに入っています。検察庁あたりは職員が一万人、検察官は二千人を超えるという大世帯でありまして、その点、私も五百五十人という小世帯で、業務量も違ひますけれども、そういう点で一人一人が二人三人の力を發揮するしかないのじゃないかということを考えております。

それには、やはり国会を初めとした方々からの御批判を十分に受けとめて、その御批判を踏まえて仕事をすることが必要だろうと思ひますので、これまで以上にひとつ御叱正をいただければありがたい、こういうふうに入っています。

午後一時十五分まで休憩いたします。

午後一時十七分開会。

○委員長(木宮和彦君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○梶原敬義君 私、小学校三年のときに我が国は終戦になりました。農村に生まれ育って、物心ついて終戦に至るまでは、大きくなった兵隊さんになろう、戦争に行くというふうにもう真実思ひ込んでおりました。少し世の中がわかってきまして、青年になって、過去を振り返って、どうして自分もそのときにそう思ったのか、そして日本はああいう無謀な大戦に突入をしようとしたのかというのをやっぱり感ずるようになりました。それがあるときにわかったのは、GHQ、ポツダム宣

言のときから、戦勝国がやはり私と同じように、日本はどうしてああいう無謀な軍国主義に突入して、戦争に突入したのかというものを感ぜたと思ふんです。

そこで、彼らが考えたのは、日本の社会、日本には本来的な民主主義がなかった。経済にも民主主義がない。農村に行きますと、大土地所有者が支配をしておる。経済界は財閥が中心になって支配をしておる。教育は国家統制である。職場には労働組合がない。こういうような状態というのに恐らく気がつかれて、そこをやつぱり変えていくことが日本の民主主義を定着させると、そういうことだと思ひます。それを、日本の当時の先輩たちはそうだとすることで受け入れたらどうと思ひます。

そして、経過を経ながら独禁法もできて、そしてこの九条も持ち株会社はつくってはいけない、こういう形になってあらわれたと思ふんですね。それが時を経過して、これは九条を全面解禁するということをこの改正法の中で言っているわけではありませんが、非常に幅が広くなりまして、総資産額十五兆円以下ならばやていいよと、条件が幾つかついてこういうふうな今回の改正法になったわけでありまして。

これは社会や経済の世界というのは、日本がああいう軍国主義に、太平洋戦争に到達するまでというのは非常に長い期間かかってきた上がつたわけですから、この独禁法というののもすぐ効果が、社会や経済に与える影響というのは出ない、あるいは三十年、五十年たつたときに日本の社会や日本の経済に及ぼす影響というのは見えてくるんだらう、そういうことを私どもは今審議しているんだらうと考へております。

私は、これは与党のプロジェクトチームの中でも本当に激しい議論をして今日に至っておりますから余り一々申し上げることはないと思ふんですが、特に公取にも一回お聞きをしたいのは、平成七年十二月ですか、公取の中の独禁法改正問題研究会の中では幾つかのパターンを、すなわち新

規事業の創出や競争条件の整備に値する、あるいは分社化、ベンチャーキャピタル、金融持ち株会社となる場合など、この四つの類型についてはこれはいいんじゃないか、こういうような形で公取もずつと作業が進んでおったやに聞いておりますが、これが一たん、仄聞するところによりまして、自民党の関係部会の中で有力者の非常に厳しい発言があり公取も方向転換をしたということが恐らくは間違ひのない事実でございしますが、この方向転換に至つた公取の中の苦悩といひますか、そういう公取の方向転換はなぜ、どういふぐあいであつたのか、そのことを最初にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) 私は去年の八月に任命されましたので、それ以前のことについて直接経験した者ではないという前提で御説明したいと思ひますけれども、おっしゃる通りに平成七年十二月二十七日に独占禁止法第四章改正問題研究会から中間報告が出されておりました。この中間報告の中では、たゞし御指摘がございましたように、四つの類型については持ち株会社を解禁していいのではないかとという結論が出たわけでありまして。

そこで、公正取引委員会としては、この中間報告を前提にいたしまして立法を考へていろいろ各政党にも御説明したようでございますが、その途中ではいろいろの御意見がございまして、そしてまた、その間に与党のプロジェクトチームの中で本当に熱心に御協議いただき、ただ前通常国会ではその法案は提出に至らなかつたというところでございまして、今回また与党の中で独占禁止法協議会というものが置かれました、ここでもなかなか熱心に御意見をちょうだいしたというふうなことで、いろいろの御意見を聞いて今回の改正案をまとめたというところでございまして。

いろいろそれはいきさつはあるようでございしますが、その間に政党の方に対していきさつを十分御説明できなかったという点もあつたようでございますけれども、先ほども私申し上げまし

たように、私どもは独占禁止法の第一条というのを金科玉条としてやるわけでございますけれども、法案というのにならなす、内閣提出というのにならなす、各省の御同意もいただかないといけない、また国会の御同意も当然いただくことになるわけでございます。そういうことからいまして、その第一条をどの程度変更し法案として提出できるかということに尽きるわけでございまして、いろいろ国会議員の先生あるいは各省の意見を聞いて、第一条を損なわない範囲内でこの改正法を考えたといういきさつでございます。

そういうようないきさつでございますので、若干その辺に紆余曲折はあったわけでございますが、現時点ではいろいろの御意見を聞いたところ、そして我々の金科玉条とする第一条の精神も十分酌み入れてこの法案を作成したといういきさつでございます。

○梶原敬義君 ありがとうございます。

これは公取委員長、日本の社会に相当戦後民主主義が定着をしてきたと思ふんですが、しかしまだこれだけのかなというのを日常生活やあるいはいろいろな政治の場面においてもあるいは経済界の場面においても感ずることがあります。怖いなと思ふときがあるんです。

例えばの話であります、例えば大きな自動車会社のメーカーへ行きますと、これはそのメーカーの工場に行くときに違つたよその車で乗り込んだらもう守衛のところまでたかされるんですね、けんかせにや入れない。非常に系列化が進んでいるんです。その系列化というのはやはり系列内グループを最優先する。

例えば証券業界というのと野村証券の今度の事件もそうなんです、あれは二人の大田淵、田淵さん、何か取締役にも一回返すためにいろいろやつたとかやれぬとかいうことが社内でもまかり通るような雰囲気、何か社内に民主主義はあるのかな。あるいは第一勧銀の問題しかりである。たくさんそういうことがあるんです。全日

空の問題も恐らくそうなんです。

そういうときに、なかなか普通の人たちはおかしいと思つても、おかしいことをやっている、あるいはおかしい取引をやっている、法律を犯していると思つても、上から言われたことはやつぱりこれはどうしようもなく言うことを聞くような、我が国は長いものに巻かれよ、ばからしい、傷つかぬようにしよう、こういう雰囲気支配の、今役所の中にもそういうのが非常に多いと思う。大蔵省の事件にしてもあるいは厚生省の事件にしても、それはもう本当にあらわれているごく一部だと思ひます。

果たして、言われるほど民主主義が定着をしていのかどうか、これは特に九条改正の精神にやつぱり関係することですから、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) いろいろの事象について私が申し上げる立場ではございせんけれども、九条の問題については戦後それ相当の役割を果たしてきたと思ひます。おっしゃる通りに、昭和二十二年に独占禁止法ができて、そのとき持ち株会社というのは禁止されたのでござい

ます。もちろん、その当時はこのいわゆる純粋持ち株会社も禁止され、あるいは事業持ち株会社というのも禁止されていたのでございすが、昭和二十四年に至りまして、外資を導入するとかあるいはちまたに出てきた株式を消化するということで原則的には事業持ち株会社は解禁されたのでございすけれども、いわゆる純粋持ち株会社、これは九条の持ち株会社と言つていいと思ひすけれども、これは今日までずっと禁止されてきたのでございす。

最初は財閥復活を禁止するという意図でつくられたと思ひすけれども、その後、財閥の復活というよりも、むしろそういう事業者への過度の集中のおそれということに重点が置かれて、これが今日まで存続してきたと思ひすのでありますけれども、最近、この独占禁止法の精神というの

たに行き渡つてまいりましたし、それから規制緩和という問題もございす、あるいは独占禁止法の中の過剰規制ということも批判されておりますので、その過剰の部分をごきで切り捨てたいというのがこの法案の主眼点でございす。その辺を御理解賜れば非常ありがたいと思ひます。

○梶原敬義君 私は、中小企業の意識ある人たちの話はよく聞くんです。だけれども、大概この法律については心から賛成しておりません。非常に怖がつております。そんなことが先々これになるかというので非常に怖がつています。したがって、辛いやる気のある、検査経験のある根来委員長には、ぜひ経済民主主義を貫くように御指導賜りたいと思ひます。

次に移ります。

四大財閥、過去の財閥、今で言う企業グループは大体総資産額二十兆を超えていると、こう言われておりますが、これは彼らがやることはできないというところになっておりますが、例えば三菱、三井、三井なら三井のグループの中の一つの石油に關係するグループとかあるのは紙に關係するグループとかあるのと、そういうグループごと、全体でやらないけれども、そのグループの中で許される範囲内でこの持ち株形態が進んでいく懸念がある。そうしますと、社長会なんかというのとはそういう人たちが全部集まつて社長会をつくつておりますから、そういう懸念というのは先々に考えられますが、そういう事務局で結構です、どのように判断しますか。

○政府委員(塩田龍範君) 御質問は、いわゆる六六企業集團の一つのグループに属している企業、これが全体が一つの持ち株会社のもとにということではなくて、例えば事業分野ごとに幾つかの持ち株会社グループをそれぞれつくる、そういう場合にならぬという問題が出てくるかということだと思ひます。

これは二つに分けて考えるといひますが、お答えをさせていただきますと思ひます。

一つは、今回改正法案という形でお願いをして

おります持ち株会社の禁止という観点からこれをどう考えるかということでございます。先生おっしゃつたように、三つの類型の中で第一番目の類型、十五兆円ということをよく言われますけれども、総合的な事業規模が非常に大きくなって、幾つかの事業分野にわたつてそれぞれ有力な企業がある、大きな企業があるというふうなパターンに該当するかどうかということでありまして、これにつきましても、事業規模全体、持ち株会社グループ全体として十五兆円を超えたら、あるいは幾つかの事業分野でそれなりの大きな会社があるというのを要件としておりますので、多分、一つの企業グループの中が幾つかの持ち株会社のグループに分かれるということになるとすれば、十五兆円という総資産の規模には達しないというふうな考えられるといひますが、多分そういうふうな想定してまず間違いないんじゃないだろうか。そういうことであるとすれば、第一類型には該当をしない、それぞれの持ち株会社は、その上で、その一つの企業グループが幾つかの持ち株会社グループに分かれるということでありまして、幾つかの持ち株会社があつて、それがまた一つの企業グループをなしているということとをどう考えたらいいか。九条の観点からいいますと、この幾つかの持ち株会社グループが何らかの形で結びついているということでありまして、九条の持ち株会社の定義からいいますと、これは全体としては持ち株会社ということにはならないといひますので、第九条の観点からの規制というのは多分出てこないといひます。

それから、二番目の問題として、一つの企業グループの中の関連のある企業分野あるいは同じような事業分野の会社が一つの持ち株会社のグループに入ることの場合には、今度は個別市場の問題としてどう考えるか、特定の市場で競争の実質的制限をもたらすような株式の保有關係があるかどうかということでございます。これは現在ございす独禁法の十條の規定の適用の問題とい

うことになりま。

これにつきましては、合併の場合どうなるかと、あるいは株式を取得して、合併ではなくて、独立の法人格を持ったままでなおかつ企業同士で深い結合関係にあった場合、これは十条なり、合併の場合十五条でございしますが、そういった点で個別分野での競争の質的制限をもたらすことがあるかどうかという観点からチェックされるべき問題だろうというふうに思います。

○梶原敬義君 ちよつとニュアンスが違ふことを聞いたのですけれども、参考にさせていただきます。

次に、持ち株会社というのは子会社の株を五〇％以上持っているということですね。それはそれで持ち株会社が存在をし、その持ち株会社がなおその系列の株あるいは市場で一般公開している株の支配権というのは、恐らく筆頭株主になるためには、公開されている株の二〇％も持ったら恐らく筆頭株主になりますね。そういうことと、あるいは一般の株を五〇％以下、持ち株会社でありながらそういう株も持つ、そして経営の支配権を行使していく、そういう場合について九条の二との絡みがあると思いますが、どういうふうに考えておられますか。

○政府委員(塩田篤範君) お答えをいたします。先ほどちよつと御質問の趣旨を取り違えたようでごいまして、恐縮でございます。

今の御質問でございすけれども、持ち株会社がまずあると。その持ち株会社というのは、当然のことながら九条の定義にございすように、その子会社、五〇％を超えて株式を持つている会社、この子会社の株式の総額がその会社の総資産の五〇％を超える場合とすることが持ち株会社の定義であります。その定義に該当するということとを置いた上で、子会社の株式以外になおかつ五〇％未満の株、例えば先生おっしゃったように二〇％とか三〇％ぐらいの株式を持つ、場合によって上場されているかもしれない、多数の株主があるかもしれない、けれども、筆頭株主である

というふうなことで、そういうものも当然支配力が及ぶではないか、それを九条なり九条の二でどう考えるのかという御質問だと思います。

スタートが、ある持ち株会社があつて、子会社のほかにその二〇％とか三〇％の株式を持っているそれ以外の会社があるという前提で考えますと、第九条の問題として考えるべき問題、つまり持ち株会社でございすので、九条で事業支配力の過度の集中に当たるかどうかということでございます。過度の集中に当たるかどうかということとを判断する際に、その持ち株会社グループの勢力といふこと、どういふところまでカウントするかといふこととあります。持ち株会社本体と子会社をカウントすることは当然でございす。九条の第五項の最初の方に書いてありますように、持ち株会社と子会社と、それから持ち株会社が五〇％以下で株式を持っていて、持ち株会社の株式の所有により事業活動を支配している会社と、いうこととあります。

したがって、五〇％未満の株式所有比率であつて、なおかつ支配しているというふうに認められるのはどこまでかというところとありますが、多分三〇％とかそんなこととあれば、株主として二番目、三番目の株主であるということであつた場合にはどうかということとありますけれども、筆頭株主であつてそのぐらゐの株式所有比率があるというところであれば、ここに該当するのではないかと。

したがって、過度集中に当たるかどうかということとを判断する際には、自分と子会社とそれからそれ以外のここに言いましたような会社、これ全体として構成要件といふことと、要件に該当するかどうかを判断するということになると思ひます。

持ち株会社といふことでございすので、九条の二の方は持ち株会社以外の会社を適用対象にするということとでございすので、一たん持ち株会社であるということが明確であれば、九条だけで事業支配力の問題が判断される、持ち株会社でな

いとなれば九条ではなくて九条の二が適用になるかどうかということになると考えております。

○梶原敬義君 わかつたようなわからないような……

例えばNTTでいきましようか。NTTは子会社をいっぱい持っておりますね。そうすると、三社に分割すると言つてしまふと、長距離と地域と、そしてその下にドコモとか何とかがあつたところがあるでしょう。まだいっぱいありますよね。そういう場合、五〇％は持たないけれども二〇パー持つとか三〇パー持つというふうな形態になるのか、その辺のことがありますね。

同時に、NTTの分割した持ち株会社が、どこか例えば非常に取引のある納入業者の市場公開している会社の株の筆頭株主になれるのか、なれないか、持ち株会社がね。その二つのところね。

○政府委員(塩田篤範君) 今の例でございす。大きな子会社を二つ三つ持っていると。したがって、当然親会社の方は持ち株会社に該当する。その会社がそれ以外の子会社、子会社と言ふと問題ですが、五〇％以下の株式所有比率で関係会社を持つことができるかどうか、持ったときに九条の適用はどうなるかということとでございす。そういうものを持った場合に事業支配力が過度に集中するようになるかどうかというものは、今の事例で言ひますと、子会社の地域会社と長距離会社だけでなくて、それ以外の五〇％未満の会社も含めて、全体として事業者への過度の集中になるかどうかということとを判断するということになると思ひます。

それから、新たに別な会社、別な業種の会社の株式を取得することができるといふことと、これは株式を取得したことによつて五〇％を超取得するか、五〇％未満で支配力を持つかどうか、ここは余り関係がないといふか、その差は出でこないと思ひますけれども、過度集中になるとどうかという判断をした上で、過度集中になるとすればそういう株式は持つべきでない、仮に持ったとすれば、それは株式を処分して子会社あ

るいは関係会社でなくなる、そういう措置が必要になるといふふうに考えております。

○梶原敬義君 時間がほぼ参りました。

私が言ひたいのは、やっぱり持ち株会社というのは、通産省はえらゐさつていいことを言ひよつたけれども、これは後ろにおつて、ウエのウエいみたいなもので、これは資本力でやつてゐる。労使問題だつて、当該の労使で話をしたつて後ろにおつてこのウエのウエの親分と新たに話をしなかつたこれは通じないような状況。

だから、今の答弁聞いておりましたも、非常に範囲がやっぱり扱いによつてはどうでもなると。直接仕事をしないものが後ろにおつて株で経営を支配していく、あるいは経済社会を牛耳っていくというふうなやり方は余り好ましくないと思ひます。やはり絶えず報告書を見ながら、社会に悪い影響を及ぼしてないか、経済社会に悪い影響を及ぼしておるじやないか、そういう監視をしながら、見直しの期間もあるから、私はしっかりこれから運用は誤りないようにやつていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) 御指摘のとおりでございまして、私自身若干懐疑主義者であるし、悲観主義者でございすので、先生の御懸念というのは非常によくわかるわけでございす。

ですから、この独占禁止法を若干改正いたしましても、その向こうにバラ色の世界があるかどうかといふことについては、それは私自身も自信がないわけとでございす。しかし、バラ色の社会にしないといふかぬといふと、何がいかぬのかといふと、私どもがやはり既存の法律を十分駆使して、そして監視を十分にするということ以外にまず私どもの職分としてはないんじやないか、こういうふうにして思ひます。

また、十分駆使できるかどうか、そういう手段があるかどうかといふことについて問題があれば、また再びここで立法をお願いして、その監視手段を補充していただくということに相なろうか

と思いますし、その期間的な問題として五年間という見直し期間というのですか、それをお願いしているわけでごいいますので、この五年間の間でどういう不都合が起くるのか、あるいは起こらないのか、それを十分私どもも洞察し、また今までの法律を駆使して監視体制を十分行っている、こういうふうな思っております。

○梶原敬義君 終わります。

○前川忠夫君 きょう、討論の最初ですから、結論みたいな話があつて、できればそれぞれの担当の省庁の方からお聞きをしたいと思つていますが、その前に、私は今度の独占禁止法の改正の論議がこれまでの商工委員会にかかつていた案件とはちよつと違った性格を持っているものですから、印象みたいな話になつて大変恐縮なんです、私の感じを一言だけ最初に申し上げておきたいんです。

本会議で趣旨説明をした所管大臣に質問がなかつたというのは、私はまだ浅い経験ですが、初めてなんです。総理大臣あるいは大蔵大臣や労働大臣、法務大臣、通産大臣には質問がありましたが、趣旨説明した官房長官には質問がなかつたんです。というくらい実はこの法律は、今度の改正というのはさまざまな省庁にまたがる影響を持つ。つまり、独占禁止法自体そのものはもちろん公正取引委員会の所管の法律であり、これに基づいて公正取引委員会というのは動いているんですけれども、これによって影響する部分というのはかなり幅広くいろいろな省庁にまたがる。これが私は今度の問題の一番の実質はキーになるんじゃないか。

実は、私も最初は当初、これは特別委員会を設置してもらふか、あるいは連合審査をやってもらわないと困るんじゃないかという議論があつたんですが、今はこれはもう既に衆議院も商工委員会でも、参議院の方も商工委員会でもやっていますから、この後の議論もさまざまな関係をする省庁の皆さん方にいろいろとお聞きをしたいと思つていますが、私は、この独禁法の改正については基本的

には支持をしている立場なんです。ただ、さまざまなまだ解明してもらわなきゃならない、あるいはここはこうしてもらわなないと心配だよという部分がありますので、それらについてこの後いろいろとお聞きをしたいと思つています。

まず総論的な話を申し上げて、最初に公正取引委員会の方から現在の独占禁止法の評価について二、三、お伺いをしたいと思います。

今度の独占禁止法の改正というのは、特に九条の改正については昭和二十九年の改正以来大幅な改正ということに私はなるんじゃないかというふうに思っています。二十八年改正のときに、いわゆる事業持ち株会社が事実上解禁をされるということがあつたわけですが、その後、公正取引委員会のスタンスとしては、むしろまだ九条についてはそのまま堅持をしていくというスタンスをごく最近まで私はとつていたような気がするんです。それが、ここ一年半、二年ぐらゐの間に急激にそのスタンスを変えてきた。これは一体何なんだろう。つまり、九条に対するきちつとした評価あるいは独占禁止法に対するきちつとした評価が公正取引委員会全体としてされたんだらうかという実は疑問があるわけなんです。これについては後ほどお聞きをしたいと思つてます。

私は、これは非常にうかつた見方ですが、おしかりがあつたらおしかりを受けても結構なんです。が、いわゆる日米経済構造協議の中で、アメリカからはいわゆる独占禁止法の特に公正取引委員会の機能をきちつと強化してほしい。規制緩和をやることによってさまざまな弊害が起る可能性がある。したがって、いわゆる公正取引委員会の強化がうたわれまして。

昨年、この法律が機能強化とあわせて出たわけなんです。さまざまな議論があつた結果、結果的には本体の改正の方は先送りされて機能強化だけが先行した。これは一部マスコミでは、何だ結果的には公正取引委員会の機能強化だけが先食いをさしちやうたという言い方がされたし、あるいは非常にうかつた言い方かもしれないが、公正取引

委員会は機能強化と差しかえて九条問題について妥協したんじゃないかという声があるんです。私は、戦後の独占禁止法の中での九条の問題というのは非常に大きな問題ですから、この辺に對する現在の公正取引委員会のきちつとした評価を聞いた上で、この後の改正問題についての御意見を伺いたいと思つています。

○政府委員(根來泰周君) 委員には、昨年いろいろこの改正法案を提出するにつきて御検討いただいた際に、その有力メンバーとしていろいろお世話になりました。そういうことで、私がいろいろここで御説明するよりもその内容についてはよく御存じでありまして、そういうことについては私が説明するのは非常に僭越かと思つてすけれども、私も、そういう役所のような私心なく仕事をしてきた、こういうふうな思つておられます。

ただ、九条の問題につきましては、先ほど来お話がありますように、五十年間禁止されてきたのでございまして、その禁止してきたというのは、やはり戦後のいろいろの事情あるいは昭和四十年代のいろいろの話、そういうことで九条というのは非常に有用な規定であらうというところで評価してきたわけでもございまして、最近、規制緩和という話で、いろいろの規制が取つ払われているときに、独占禁止法というのを見直した場合に、端的に言いますと九条の規定の仕方が大きく網をかけ過ぎておる、そういう評価になつてきたのではないかと今思つておられます。

ですから、そう大きく網をかけて縛ることはないんじゃないか。だから、先ほど来御説明しておられますように、事業支配の過度の集中に当たらないような部分については、これはオープンにした方がいんじゃないかという御意見がありました。こういう改正に至つたんだと、こういうふうな理解しております。

そこで、どの程度大きく網をかけておるかということが一つの議論にならうと思つてすけれども、その議論は千差万別、立場によつても違いま

す。そういうことで、私もどこに座標を置くかということについて非常に苦労したというか、悩んだところだと思つてございまして。そういう悩みがありまして、そして一方ではあいうプロジェクトチームで、あるいは協議会でいろいろ御意見をちょうだいして、いろいろの御意見を拝聴した上でここに座標を置いたということであらうと思つております。

ですから、これからの九条の有用性というのはやはり変わらないだろと思つてあります。先ほど御質問がありましたように、九条を基本にして私どもも誠実に厳重に仕事をしたいかねばならない、こういうふうな考えております。

○前川忠夫君 そこで、これまでの議論の中で、さまざまな人たちが必ず出る言葉は、国際的なハーモナイゼーションという言葉が出てくるんです。確かに、現在の日本の九条のような純粋持ち株会社を禁止をしているのは日本と韓国だけだというふうな言われています。

そこで、戦後の日本の経済を考へまして、根來委員長からも今お話がありましたように、さまざまな規制緩和は私はすべきだと思つてます。しかし、もちろん全面的に何でもいというふうには言つてゐるのではないんですが、経済的な規制、特に経済の足を引張つてゐるような、あるいはこれからの経済の発展の妨げになるような規制については改めるべきだというふうな思つてます。

そこで、問題なのは、なぜ日本では純粋持ち株会社を禁止をしていながらこれだけの経済成長が達成できたんだらうか。外国にはありませんでした。このことについてどんな評価をきちつと下すべきなのか。

今、新しい経済、いわゆる経済構造改革をしていきましようという流れの中で、確かに網をかけ過ぎた、一律禁止をしていた持ち株会社を解禁しましようという話が、独占禁止法を運用されてきた、あるいはそれに基づいて仕事をされてきた公正取引委員会からではなくて、むしろ外からこの

ことについて指摘をされて公正取引委員会が動き出す。私は、公正取引委員会が時代がおくれているのか、ずれていたのかというふうに見ざるを得なくなってしまうんです。

このことについて、先ほど最初に申し上げたいわゆる九条に対するこれまでの評価と、それから九条の持つべき意味、こういうものをきちっとした議論をしておきませんと、この後の議論であるいわゆる解禁をする部分と禁止をする部分の線引きの問題、これらの問題にまで私はぐらつきが出てくる心配があるんです。

この点についてまずお聞きをしたいと思います。

○政府委員(根来泰周君) 戦後、こういう規制とありますが、そういう持ち株会社禁止の法制のもとで経済が発展してきたことも事実であると思えます。これは、ある意味ではいろいろな御苦労をされて、そういう経済発展の今日に至っていると思うのでありますけれども、私ども、仕事をするとするのには何をしながら仕事をやるかという基本問題になるわけでございしますが、先ほど来繰り返して申し上げておりますように、一つはやはり独占禁止法的一条というのをいつも正面から見据えてやらなければいけない、こういうふうな思っております。ですから、今回の場合も、一条に触れるかどうか、一条を踏み出していないかどうかというのをいつも気を使ってやっているわけでございします。

それからいって、今の国際的な環境といたしますか、選択肢といいますが、そういう御議論がございしますけれども、それを全く見ないでやるというわけにもいかならないと思ふんですね。ですから、その一条の規定を正面から見据えつつ、またそういう経済環境等を横目でにらみつつ、その妥協というところまで語弊がございしますけれども、調整の上でこの法案を考えてきた、こういうことにならなければいけない、私どもは決して国際的な競争力を整合性を保つために九条を改正するとか、そういうことを主体に考えたことではないということとはひとつ御理解いただきたいと思うわけでござい

ます。

そういう面で見ますと、これもこういう改正をすればさらに国際競争力が増加して、日本の企業も仕事をしやすいという見地、あるいはそういう要望は横からあるかも知れませんが、そういうことを主体にしたわけではないということとをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○前川忠夫君 私、一部の学者とか、評論家と言った方がいって、日本経済は疲弊以上強くてどうするんだという論を張る評論家の方もおられますが、今、大変日本の経済は疲弊をしていますが、新しいあれに変えていくということですから、そういう意味での選択肢といいますが、一つの材料としてこれを使うということ

を私は頭から否定をするわけではありませんが、そこで、今現在いわゆる事業持ち株会社というのが認められているわけです。ただし、株式を取得することによって、そういうことを主たる事業としてその会社を支配するということを禁止しているわけですね。事業持ち株会社はもう既に認められていてかなり活用されておられるわけです。何千万という会社がこれを活用しているわけですよ。これはよくて、純粋持ち株会社は一体なぜいけなかったのか。

大変古い話を思い出していただくようで、恐らく公正取引委員会としてはきちっとした検証はされておると思ひますので、経済的な観点からこのことに対する違いみたいなものをずばりと語っていただけないでしょうか。

○政府委員(堀田薫君) なかなか難しいお話だと思ふんですが、まず純粋持ち株会社という言葉、それから事業持ち株会社という言葉が使われているわけですが、この概念自体かなり幅があるというものでないかなという気がいたします。一般的に純粋持ち株会社という言葉が使われておりますのは、現行の独占禁止法九条で禁止されている持ち株会社のこと、つまり株式を所有して他の会社の事業活動を支配することを主たる事業

とする会社を言う。したがって、主たる事業とするということですから、株式所有で他の会社を支配すること以外に、例えば製造業であるとか販売業をやっているとかは純粋持ち株会社の概念に入るはずなんです。でも純粋持ち株会社という言葉を使った途端に子会社だけを持つていう、あるいは支配会社だけを持つていう会社のこと、それからもう一つ、今度は事業持ち株会社というのは、これは九条の規定には該当しない会社で、つまり持ち株会社ではない。ただし、そうはいって、例えば株をたくさん持つていて、たくさん持つていての株式の身はどうかという、子会社であるとか支配力が及ぶような持ち株比率を持つていての株式もあれば、非常にごく少数比率の株式をたくさん持つていて、よく持ち株会社じゃなくして株主会社というふうなことを言う人もいますけれども、そういうものまで入っていると。そうすると、純粋持ち株会社と事業持ち株会社とは果たしてどこでどういうふうに分けるのか、オーバラップするところがあるのかないのかという話になりますので、かなり連続性のあるものの中で途中で切るといって、そういう概念じゃないかなという感じがします。

したがって、純粋持ち株会社と事業持ち株会社とはどこがどのようにつながっているのか、非常に申し上げるのは難しいということで、かなり極端なケース、つまり片方では非常に純粋、純粋に近いというところまで、子会社の株式を持つていて、それがほとんどの事業であるというふうな形を想定し、片一方の事業持ち株会社の方は、子会社といいますが、五〇〇超の株式を持つていてのもあるかもしれない、大多数は少数の株式比率、しかし株式の金額としては大きい、たくさん持つていてというのを考えますと、やはり持ち株会社の方は事業支配力、自分の意欲で他の会社をコントロールする力が非常に強い、それがどの程度及ぶかというところが非常に大きな影響力がある。他方、余りたくさん株式比率は持つていな

いけれども、たくさん株式の株をたくさん持つていてというふうな場合あるいは一〇〇、一五〇ぐらい、支配力が及ぶかどうかぐらいのかすかすのところ、かすかすと言ったあたりでなければ、その辺のところが株式をたくさん持つていてという場合にどの程度その影響力が及ぶのか。これは相手の会社が上場会社であるかどうか、あるいはその株主構成がどんなふうになっているのかというふうなことで影響力の度合いというのは当然違います。

したがって、先生御承知のように九条も九条の二も、いずれも事業支配力が過度に集中することを防止するという第一の条の中に書いてある規定、これに源があるといえますか関連の深い規定でございします。それぞれの規制方式として、従来は九条で持ち株会社は全部禁止、持ち株会社でないものについては五十二年の法律改正で九条の二という現在の規定が入りまして、そこで持ち株会社ではないけれどもたくさん株を持つていて、これもやっぱり影響力が非常に大きくなる場合もあるだろうからということで、現在のようないつのルールといえますか規制の方式が入ったということとでございします。したがって、事業支配力が及ぶ程度の株式をどのぐらい持つていっているか、それが主たる事業であるかということによってかなり差が出てくるように思ひます。

ただ、いずれにしても、持ち株会社という形態でなくとも、やはり非常に大規模な会社がたくさん株式を保有するというところについては何かのチェックといいますが規制が必要だろうというところで、現在の九条の二が置かれていっていることであらうというふうな考えをしております。

○前川忠夫君 そんな難しい質問を私したつもりじゃないので、もう少し簡単に言ってください。

そこで、今度の改正の意義と必要性についてちょっとお聞きをしたいと思います、最初に通産省の方に聞きをしたいんです。

革やあるいは規制緩和という大きな流れが一つにはあるという事は私も承知をしているつもりなんです。経済構造改革という大きな流れの中で、九条のいわゆる純粋持ち株会社の解禁がどれだけの役割を果たすというふうに通産省は考えておられるのか、その辺がちょっとわかりにくいんです。はつきり申し上げて。

実は通産省から説明の資料をいつもいただくんですが、非常にわかりにくいんです。わかりにくいというのは、今公取さんの方にお伺いをした事業持ち株会社は認められているわけですから、私の言い方で勘弁してくださいね、純粋持ち株会社が解禁をされないというか、解禁をされないといふこれからの経済の構造を変えていくためには困るんだ、これは不可欠なんだという説得性のあるあれがないんです。通産省の方から出てこない。

私、この間いただいた資料、これはヒアリングのときにいただいたんですが、一つには多国間化に対応した効率的企業組織の実現と円滑な人事・労務管理の実現、二番目に国際的法制度とのハーモナイゼーション、三番目に組織・人事面での摩擦を回避した企業統合とあるんですね。どれを見ても今のままでもできるんです。純粋持ち株会社をつくらなくたって。この辺がちよっとよくわからないんですね。藤島審議官の方からわかりやすく、短くぜひお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤島安之君) 純粋持ち株会社の解禁の必要性、経済構造改革を進める上での必要性につきましましては委員も御承知の上だと思いますので省略させていただきます。持ち株会社がどういう形で必要であるかという、今委員が三點申し上げられましたので、わかりやすく言うのもなかなか難しいんですけども、三つに絞って申し上げます。

第一は分社化ということでございます。これは分社化をしますと経営責任が明確化して経営の効率化が図られる、そういう意味で各企業は分社化

を相当進めております。例えば主要企業の一社当たりの子会社の数を見ますと、昭和六十年は十二・三社、平成六年になりまして三十七・一社というところで三倍にふえているわけでございます。これは事業持ち株会社のもとでやっておるわけでございますが、これがふえてきますとどこかでつかえるわけでございます。

そういうことを考えますと、純粋持ち株会社の解禁が必要になってくるという連続性の話も申し上げましたが、どこかでつかえないでそれをそのまま行かせてほしい、こういうのがございいます。特にベンチャー企業をコーポレートベンチャーといいますが、分社化して新規事業を振興するためには必要だ、こういうことが一つでございます。

それから第二番目は、国際的法制度とのハーモナイゼーションということで、海外の持ち株会社形態をとっている外国企業が国内で事業展開をしている場合に、やはり本社と同様日本では持ち株会社形態をさせてほしいという希望が出てくるわけでございます。

それから第三番目に、合併をする場合に、これは直ちに合併すればいいわけでございますが、それだけでもと企業には別の風土、人事いろいろなものがあるわけでございます。持ち株会社で経営を統合しながらだんだん時間がたつて最後に合併していく、そういうためにはやはり持ち株会社がいいんじゃないか、こういうふうな希望が産業界から寄せられているわけでございます。

どの程度進むかというのはこれからのものでございまして、直ちにどんどこきていくというものではなくて、そうしたのも全体の我が国の経済構造改革であらゆる改革を進めている中で一つの重要な意義のあるものだ、こういうふう

に考えております。

○前川忠夫君 事前に通告をしてある順序をちよっと変えさせていただきますが、続いて通産省の方にお伺いをしますが、実はいろんな方からたくさんいろんな話をお聞きした中で、行政改革

委員会の規制緩和と小委員会の今座長をやっておられる宮内さん、ヒアリングをした際に、規制緩和というものは必ずそれを実行すれば勝つ者と負ける者がいる。中には冷水にほうり込まれて肺炎を起すやつがいる、しょうがないんだという言い方なんですよ。例えば規制をするのなら規制をする側、つまり規制をしている側ですな、例えば公正取引委員会なら公正取引委員会がなぜ必要なのかということを示しなきゃいけない。今度の場合にその明示がなかったというのが宮内さんの言い分なんです。私もどがお聞きをしたときに

そういう議論を聞いていまして、確かに世の中を変えるためにさまざまな仕組みを変えるときには、全くそのリアクションなしにというわけにいきません。それはわかるんです。しかし、その場合には何々のためにどれだけの例えれば効果があるとか、これが具体的な数値で示さなければ、何かそれを明らかにする責任もやっぱりあると思うんです。緩和をする側に。

今、私は非常に腹が立っていますのは、行政改革委員会とか規制緩和と小委員会、これは全部が全部悪いとは言いたくないんですが、自分たちは緩和を政府に対して求める側であって、その結果責任は負わないと言っているんですよ、はつきり言います。これは非常に私心配なんです、正直に申し上げます。今、規制緩和の問題で、特に関係が一番深いと思ひますのはやっぱり通産省だと思ひます。経済という視点から見ますと、特に今度のこの改正が、先ほどから言っていますようにこれからの経済にどんなプラスに作用しているのか。

といいますのは、私はいろんな方からお聞きした中で、例えば鉄鋼産業の方、自動車産業、電機の方、従来いわゆる日本経済を引っ張ってきた大手の経営者の皆さん方からいろいろとヒアリングをしました。すぐ使うというところはほとんどないんです。むしろ、新しい産業の中には一部使ってみたいというところもありになるようです。

としますと、使うところは非常に限定されてくるんですね。だからやらなくていいと言っているんじゃないんです。効果のほどを一体どんなふうにお考えになっているか。

先ほど、例えば通産省の方からもそういうお話がありましたし、あるいは四章研の中でも指摘しています。私は、例えばベンチャーキャピタルだとかあるいは純粋分社化だとか、極めて小規模のものはこれは影響ないですから、いいんじゃないかと、私は当初からそう思っているわけなんです。そういう問題について、そんな小さい規模の解禁をやったって大した効果はありませんから、そういう意味でこれだけの改正をやった場合にどういう効果が出てくるのか。これは、非常に抽象的な言い方で申しわけないんですが、大事なところなのでもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤島安之君) 持ち株会社の解禁の必要性については御理解いただいているという前提で、その場合に一体どの程度の持ち株会社が出てくるのか、こういうお尋ねでございまして、昨年の四月に上場企業を中心に主要二千六百四十五社にアンケートをさせていただきました。

その中で、独禁法を持ち株会社が解禁された場合、これを採用したいと答えた企業あるいは条件によつては採用したいと答えた企業が六・四%、約三十社でございます。検討中が三・三%、関心はあるが検討していないという企業が五〇・九%、採用しないと答えた企業が九・九%でございます。したがって、持ち株会社が解禁されました場合に、大手企業の中で採用される

として、このサンプルを当面検討していかれるということになるかと思ひます。そのほか予備軍もございまして、あるか、あるいはいろんな問題があつて断念するか、そういうことがあるわけなんです。この三十社をどう評価するか、こういうことだろうかと思ひます。

私どもとしては、こうしたことでも経済構造改革の中での重要な選択肢がふえていくんだと、そ

ういうことを示す意味でも非常に意義が高い、こ
ういうふうに思っております。さらにもう少し
利用しやすいように企業組織の関連の制度の諸改
革にも取り組んでいきたい、そういうふうに考え
ております。

○前川忠夫君　そこで、公正取引委員会の方にお
伺いをしたいんですが、今通産省の方からもお話
がありましたように、今度の改正はそれなりに私
は意義があるだろうというふうに思っているん
ですが、それにしてもちょっとふらふら過ぎた
んじゃないのという感じがするんですよ。

一つは、一昨年の十二月の末でしたかね、四章
問題研究会の報告が出たのは。実際に委員会の議
論というのは、たしか十一月ごろから始めて二カ
月ぐらいの間ですね。その間に確かに六回ほど
会合が開かれたという報告が出ていますから、専
門家の方ですからそれなりの議論をされたんだと
思うんです。その報告が出て、その後、公正取引
委員会の事務局として改正についての議論がされ
て、昨年の一月段階で与党に対してこういう考え
方であろうかという打診があつて、その打診
によってまたさまざまな意見が出ましたね。その
結果、また内容が少し変わって、最終的に、昨年
は結果的に継続をせざるを得ない、機能強化だけ
が先行するという形になりました。昨年暮れから
ことしに入りまして、また新しい動きがあつて今
度の改正案が出てきたと、こういうことだと思っ
たんです。

私は、これだけ重要な問題が、ある時期は部分
解禁であつて、今は部分禁止というふうに、表現
が適切かどうかは別にしまして、私たちはそう見
るんですけれども、そういうふうに変わつてきて
いるんですね。これだけ大事な問題が非常に短い
期間の中で、法案の中身の精査をした結果ではな
くて、別な要素でこれが変わってきたというふう
に受け取らざるを得ないんです。この辺が、先ほ
ど皆掛先生あるいは梶原先生の質問にもお答えが
ありましたけれども、正直に申し上げて公正取引
委員会がちょっとふらふら過ぎたという心配があ

ります。私は、これからの規制緩和の流れの中
で、公正取引委員会というのはきちっとしたやっ
ぱりスタンス表示を持ってほしいというふう
に思っているものだから、ぜひこの種の問題で
余り振れてほしくない。

ですから、この後、多分いづれ議論になると思
うんですが、ガイドラインをつくるということも、
一部の私どもの仲間の議員からも、いや、公正取
引委員会に余り裁量権を持たせちゃだめだよとい
う声が出てくるんですよ。そういうことであつて
はいけないと私は思っています。信頼がされていれ
ば、公正取引委員会に任せておけば大丈夫だとい
うことになるんですよ。こういう議論があるとい
うことをまず一つは承知をしておいてほしい。

そこで、先ほど根来委員長の方から一条との関
係についていろいろお話がありました。私も、こ
の独占禁止法の第一条というのは非常にいい文章
だと思つて、後段の方で、特に雇用の問題
あるいは国民の実所得あるいは国民経済の視点と
か、さまざまな問題をきちっと踏まえながら全体
を運用されているということについて、私は非常
に大事なことなんだと思つて、それで、今度
の九条問題について、さまざまな解説がされて
も、なおかつ多くの学者の中に賛成論、もちろん
あります。と同時に、また反対論も現実存在を
しているわけです。もちろん、薬ですから、時と
しては薬は扱い方によつては毒にもなるんですけ
れども。

こういう今の状況について、私は考えてみます
と、求めている側がどうも、先ほどの藤島審議官
の話の揚げ足をとるわけじゃありませんけれど
も、経済というのを議論する場合には、必ず経営
者の立場が優先するんですね。それから影響を受
ける例えば消費者であるとか、あるいはその企
業に働いている、雇用されている人たち、そうい
う人たちのことは後ろに置いておいて、まず経営
者の皆さんも言います。会社がつぶれちゃおしま
いでしょ、産業が消えてはおしまいでしょ
と。ここから始まるんですね。私は、独占禁止法

というのは、もちろん自由競争をきちっとして担
保するという役割があると同時に、こういうやっ
ぱり企業の独走等についてもきちっとチェックを
してもらおうという役割があるような気がするん
です。こういう視点で、今度の改正の意義みたいな
ものについて、委員長の見解があればお聞きした
いと思つています。

○政府委員(根来泰周君)　この法案の提出に至る
までの間に紆余曲折があつたということは正直に
認めざるを得ないわけですが、先ほど来
る説明いたしましたように、これは二心あつて
やつたわけではございませんので、いろいろ御意
見を聞いていろいろ考えてやってきましたわけでご
ざいますので、その辺は御了承いただきたいと思
うわけでございます。

それで問題は、私どもは先ほど来申し上げてき
ましたように、第一条ということを中心と考えて
きたものですから、この解禁が行われた場合にど
ういうような効果があるかということ、二の次
とやうとまたおしかりを受けるかわかりませんけ
れども、付随的に考えてきたわけでございます。
しかしながら、私どもは、大ぶろしきを広げるわ
けではございませんけれども、こういう解禁をす
るに当たりましていろいろ御注文がございます。
例えば中小企業に対してはどういう対策をするか
とか、消費者はどうとか、労働者はどうかと
か、これは先ほどの第一条の一番最後の目的に掲
げておりますけれども、そういう問題をどうする
のかという疑問を呈せられておるわけございま
す。

そこで、私どもの職掌の範囲内でそういうこと
はどういう点ができるんであらうかということ
を考へるのでございまして、具体的にこの条文を
使つてこういうことをするということは、今ここ
で明言できるほどの資料はないのでありますけれ
ども、いずれにせよ、第九条を解禁した以上は、
それはやはり私どもも後は野となれ山となれとい
うわけにはまいりませんので、それは今後きちつ
と把握しまして、この五年間のうちに何か問題が

あるかどうか、それを十分に調査研究してみたい
。そして、そこに問題があらますれば、次のと
きにいろいろまた法律を改正していただく、ある
いは新立法法をお願いするというのを考えなけ
れば、今の段階で、それでは労働者の問題をどう
するかとか、消費者の問題をどうするか、あるい
は一般中小企業はどうするかということについ
て、今直ちにこの私どもの法律を使つてどうする
ということを明言できるほどの資料はございませ
ん。

ただ、繰り返すようでございますが、この法律
が施行になりました場合に、よく世の中の動きを
見まして、そしてまた、この商工委員会のお知恵
もかりまして、また立法的な措置もお願いした
い、こういうふうに思つておる次第であります。

○前川忠夫君　そこで、具体的な本論に入りたい
んですが、きょうは時間があるまいので結論的
なことだけちょっとお聞きをしておきます。
一つは、最初に申し上げたように、この九条の
改正によって与える影響というのはさまざまな分
野に及ぶわけですが、四章研究会の設置をされた
ときに、この一年数カ月の間さまざまな問題が議
論されましたが、一体公正取引委員会としてはど
んな問題意識を持つて四章問題研究会の方に検討
を依頼したのか。例えば商法ですとか証券取引法
だとかあるいは労働組合法、税制にももちろん影
響してきますですね。そういうさまざまな法律上
の影響についてもきちつと検討を依頼されたのか
どうか。

それから、四章問題研究会のメンバーを見まし
て、学者の方が十三名おられますね。これはさま
ざまな分野の専門家だらうと思つて、マスコミ
の方が四名おられる。それから、経済界の方が四
名おられます。それから、主婦連の代表の方が一
名おられます。合計二十二名なんです。今雇用の
話が出ましたけれども、労働界から一人も入って
いないんです。全くそのことは頭の中になかつた
のかどうか。そういう意味で、この後の議論にも
かわりますので、ちょっとだけお聞きをしてお

きたいと思ひます。

○政府委員(塩田兼範君) 二年前に四章問題の研究會で持ち株会社の問題、今引き続き合併等の手続について検討をお願いしておりますけれども、まず最初に持ち株会社の問題をこの四章研で御審議をお願いしたところでございます。

この四章研での持ち株会社の検討を始めたのは、もう御承知のとおり平成七年の三月に規制緩和推進計画の中で、事業支配力の過度の集中等の趣旨を踏まえ、その検討を開始するというか検討を行うということが行われまして、その平成七年三月以来、我々関係方面からのヒアリング等をした上で、先生御指摘のように平成七年の秋に四章研を設置して御審議をお願いしたところでございます。

その中で、関連の問題についての程度その議論をしたのかということでございますけれども、この四章研におきましては、主として競争政策の観点から、持ち株会社禁止制度についてどうあるべきかという観点から御審議をいただきまして、繰り返しになりますが、事業支配力の過度の集中を防止するという一条の目的に反しない範囲内でこれを解禁するのが適当であるというような趣旨のお答えをいただいたところでございます。

関連法制については、この四章研の報告書の中で、もう先生十分御承知のところだと思ひますけれども、「一定の範囲で持ち株会社を認める場合には、独占禁止法だけでなく他の法制に内在している問題が明確になり、その見直しを必要とするものがでてくる」とが予想される」というふうに指摘をした上で、「これらの問題については、現行法制下において認められている会社の親子関係においても議論されている問題であり、今般の持ち株会社禁止制度の見直しに伴って新たに生ずる問題というわけではないが、今後どのような措置が必要とされるかについて、関係各方面において早急に検討が深められていくべき事項である」と考えられる」という趣旨の文章が四章研の報告書の

中に記載をされているところでございます。

そういう意味で、競争政策の観点から持ち株会社禁止制度のあり方、持ち株会社に対する規制のあり方を中心に御指針をいただいたということでございます。

○前川忠夫君 公正取引委員会として設置をした研究会ですから、余り他方面の法律にまで口を突っ込んでというわけにはいかなかったという事情はわかりますけれども、私は何となく問題意識が希薄だったんじゃないかという、これは私の印象ですから、申し上げておきます。

そこで、きょうは大蔵省とそれから労働省からも来ていただいておりますので、細かい議論は次回にさせていただきますが、一つは税制の関連について、これは特にこの改正を求めていた経済界の圧倒的な大多数の声として連結納税制度とセットでなければ使ひ勝手が悪いという声はずっと聞いてきたんです。たまたま今、通信委員会の方でNTT三法、略してNTT三法が議論されておりますが、このNTTの分離・分割議論の経過の中で私も聞いておりまして、一つはやっぱり連結納税制度というものを認めてほしい、それから、いわゆる資産譲渡課税の問題について何とかこれは認めてほしいという話がありました。

資産譲渡課税の問題については、これは特例措置として今度のNTT法の中に含めて処理をされるという話ですが、連結納税制度の問題については、いずれにしてもこのNTTの問題については二年後ですか、具体的な新会社移行といいますが、分社化されるのは恐らく二年後だといふふうに聞いておりますけれども、その間にこの連結納税制度の問題については結論を出すのか、あるいは全く別の問題として大蔵省としては考えておられるのか。先ほど通産省の方からも企業の調査をやつていただいて、すぐ使ひたいとかあるいは検討していただくか、いや使ひたいと思ひませんという答えも、この連結納税制度とのかかりで考えておられる企業も非常に多いと思ひます。この辺について大蔵省としてはどんなふうにとらえて

ておられるのか。もっと細かい話はまた場合によつては次回にさせていただきますが、この辺についてまず一つはお聞きをしたい。

続けて労働省にお聞きをしたいと思ひますが、昨年これが流れた最大の理由は労働関係法制の問題だといふふうに私たちは考えているんですが、昨年の十二月に労働省の専門家会議の報告が出ました。それをベースにしてことしの二月でしたか、連合と経団連、日経連との間の合意が成立して今回の法案提出ということに至ったという経過も実は承知をしていますが、私、あの専門家会議の内容をずっといろんな文章を丁寧に読んできたつもりなんですけれども、時々労働省の方にお聞きをしますと、専門家会議の報告をデーターベースでしやべつておられるようにお聞きをするんです。それから、じゃどうするんですかといひますと、これも仕方がないと言つてしまえば仕方ないんですけど、法案提出の際には与党で確認した内容あるいは労使関係法制については労使の合意事項、この範囲を一切切らないんです。労働省には人格がないのかと聞きたくなるんです。きょうはそれだけ労働省にお聞きをして、細かい内容は次回にいたしたいと存じます。

○政府委員(尾原榮夫君) 連結納税制度についてお尋ねをいただきました。

まず、NTTのお話でございますが、NTTは、御承知のように、国策により分割されると。それで、東も西もあまねく電話と申しましようか、国民に義務的にあまねくサービスを提供しなければならぬといふことがございます。他方、西の方は構造的に赤字要因を抱えている。しかし、値上げといふのは考えられるわけもございせん。それで、三年間に限りまして、東から西へ負担金を入れることができないという制度がNTT法上できたわけでございまして、それを受けまして、税法上も損金算入をするといふことを認めたのが今回の措置でございまして、これは連結とは関係のない制度である、NTTの特殊性に着目した制度であると考えておるわけでございまして。

それで、連結納税制度についてどう考えるかといふことでございまして、実は一昨年、政府の税制調査会におきまして、法人課税について幅広く勉強いたしました小委員会を設けました。その中でも連結についてはいろんな角度から取り上げられたわけでございまして。そこで、基本的に申し上げますと、いわゆる連結納税制度といひますのは、企業集団を一つの課税単位とするものでございまして、集団を一つの納税者として課税する制度でございまして、現行の仕組み、つまり法人格に着目して個々の法人に課税する仕組みを基本的に変えることになるわけでございまして。それで、日本には赤字法人が多いと言われておりますから、このような税制が入つた場合には当然税負担が減少するといふことになってくるだらうと思ひます。

それで、税制上の立場からこの問題をどのように考えているかといふことでございましてけれども、まずこの連結納税制度といふのは、やはり株主本位のグループ経営が行われているといふところから一つの存在根拠があるのかないといふふうにも考えられます。そういったしますと、果たして日本の場合、よく従業員管理型企業と言われますけれども、その辺の実態を一体どう考えていくのかといふことがあるように思われます。

それから、現実の会社経営、これから変わっていくかもしれないけれども、単体重視の決算が行われているように思われます。つまり、親会社の決算がよくなるように子会社に資産を売却したりする、実はこれは連結的思想とは反対の考え方なんだろうと思ひます。そのような実態をどう考えるんだらうかといふ問題があるように思ひます。

さらに、我が国の法人税と申しますのは商法の確定決算をベースに所得を計算する仕組みになっているわけでございまして、まさにこの大もととなりましような商法なりがこれからどうなっていくのか。今は連結という思想はまだ入っていないように思われるわけでございまして。

さらに、租税回避の問題が非常に大きくなっている。これはたくさん例はありますが、一言だけ申し上げますと、今アメリカは国内にも移転価格税制というのがございまして、つまり、国内、国外を問わず関連企業に安い値段で売ったり、系列でございましてからいかにいでもできるわけですね、そういうことにならないような仕組みを持つておられる。ところが、アメリカの法制の場合でございまして、実は立証責任が納税者側にあるわけでございます。その値段が正しい価格かどうかというのを税務署が立証するのではなくて、納税者側がおかしいぞといったらやらない仕組みになっている。そういうことを果たしてどう考えていくんだろうか。

さらには、法技術的な問題がございまして、これは地方税一つとっても、二重課税の租税条約で法人住民税、これは法人住民税がどうなるかというのも非常に大きな問題になってくるわけでございます。さらには税収減が予想されますけれども、それは一体どのように確保していくのか。こういうような問題がございまして、以上のような諸点につきまして広範に検討をしていかなければならない、そういう意味で研究課題であると認識しているところでございます。

○委員長(木宮和彦君) 時間がもう来ておりますので、なるべく短く簡潔にお願いします。

○説明員(村木太郎君) はい、わかりました。

この持ち株会社解禁に伴う労使問題につきましては、委員御指摘のように、昨年の十二月に持ち株会社解禁に伴う労使関係専門家会議の報告が出されております。それから、ことしの二月二十五日に、連合と経団連、日経連で合意が成り立ちまして、その中で、検討期間を二年を目途として労働組合法などの改正の問題も含めて今後検討して必要な措置をとるということで、いわば労使の合意が成立しているわけでございます。

したがって、労働省といましては、こうした労使の合意、それから国会でのさまざまな御議論、これを踏まえまして適切な措置をとって

まいりたいというふうに考えております。

○山下芳生君 これまで、我が国の独占禁止法で持ち株会社を禁止してきたのはなぜか。

公正取引委員会の独禁法第四章改正問題研究会が昨年の十二月二十七日に出した中間報告の中に、これまで禁止してきた三つの理由がまとめられてあります。第一は、財閥の復活の防止などの沿革的理由、第二は、それ自体が経済力集中の手段となりやすいという持ち株会社の性格から、第三が、市場の開放性、透明性の確保という三点です。

私は、この三点はおおむね賛成であります。この報告書を出された時点では、やはりこの三点について今日の検証をされて、結論として、今日においてもその枠組みを基本的に維持することは重要である、つまり持ち株会社禁止という枠組みを維持することが重要だという結論をお述べになつておりました。ところが、その後、私に言わせれば理由なき全面転換というふうに思っております。そういうことになって今日の法案が出されてきた。

そこで、もう一回改めて、この報告書で述べられている持ち株会社を禁止してきたこれまでの三つの理由について公取委員長がどのように御認識なのか、少し聞きたいと思っております。

まず、一つ一つちよと聞きたいと思っております。第一の理由であります沿革的理由、過去の財閥の再興を防止するためだと、これについて今日の意義づけ、どうお考えでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) 戦争が終わりまして、連合軍が参りまして、そして日本の経済あるいは労働、すべての各般にわたって検討された中に財閥解体というのがございました。その財閥解体というのは、おっしゃるように今の企業とは違いますが、大きな経済勢力を持っています。それといわゆる軍閥と結びつきまして今次の戦争を引き起こしたという認識で財閥解体が進められたのでございまして、その一環といいたしまして、独占禁止法の中にこの持ち株会社禁止、こ

れは先ほども申しましたように事業持ち株会社も禁止されたというふうなきさつでございます。

○山下芳生君 委員長が今おっしゃったとおり、私もそういう時点で財閥解体と持ち株会社の禁止というのは平和、反ファシズムという点でも非常に意義のあった措置だというふうに思っております。同時に、当時、戦前の財閥というのはいわば社会的権力として政治的、経済的、社会的な支配力を持っておった。ですから、その解体と持ち株会社の禁止というのは、労働者や消費者、中小企業などの勤労市民の自由と平等を主な内容とする現代市民社会の形成にとっても決定的な意義を持っていたというふうに私は理解しております。これは、単に過去の問題ではない、私は今そう理解しているんです。

今日の情勢というものを改めて見ましても、例えば平和と戦争をめぐる状況も私なりに理解しております。この間、国会の状況を自民党の幹事長代理が翼賛的な状況を心配されて、戦前の大政翼賛会のようなにならないようにと若い議員に対して警鐘を鳴せられましたけれども、そういう状況のもとに今、日米共同作戦がもう一つの別のガイドラインの見直しという形で進められようとしていまして、あるいは憲法九条、平和条項に対する攻撃もかつてない規模でやられようとしている。

それから、企業社会をめぐっても戦前の財閥とは違つたとおっしゃいましたけれども、例えば衆議院の議論の中でも、戦前の財閥のウェイトがどのくらいか、また今日の六大企業集団のウェイトがどのくらいかということを取引の局長が数字を挙げて述べられましたけれども、戦前の場合ですと、四財閥全部の産業で昭和十二年のウェイトが一〇・四%。それが昭和二十一年時点で二四・五%。払込資本金のシェア、ウェイトということでお答えになっております。

それに対して、平成四年、現在の六大企業集団の実態調査によりますと、金融業を除く六大企業集団のメンバー企業の総資産は二二・五二%、五〇%を超える子会社を含めると一六・五六%。で

すから、戦前の財閥の全産業に占めるウェイトと比べて決して今のウェイトが極端に低いということではない、かなり接近している、近くなっているということも数字上ではあるわけでありまして、またそれぞれの企業が多国籍化して海外にどんどん進出していっている。

私はそういう状況を踏まえて、戦前のようなあいつ軍国主義の経済的基礎となった財閥の復活、財閥そのものの復活とは同族の支配ということではないでしょうが、しかし今日の民権化という状況を再現させないように、経済の民主化という点で果たす九条の意義というのはますます重要になっていくというふうに私は理解しているわけですから、委員長自身、戦前の意義について今日の間に問うたときにそういうこともおっしゃいましたので、私はその点でも非常に大事だというふうに思っております。

二つ目の理由に挙げられております「持株会社の性格」、中間報告でははっきりこう書いてあります。「持株会社は、その機能が他の会社の事業活動の支配そのものであり、それ自体が経済力集中の手段となりやすいところから、独占禁止法はそのような手段を利用すること自体を禁止した」。これは持ち株会社の性格だと思っております。この点は今日いかがでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) これは持ち株会社の定義そのものからくる性格でございます。ですから、持ち株会社イコールではありませぬけれども、そういう性格を内在しているということについては、これは否定するものではありません。

○山下芳生君 私は、持ち株会社の本質というのは、最小限の出資によって最大限の支配を獲得することが可能であるという点にあるというふうに思っています。

これは学界でもそういう論というのは述べられておりまして、持ち株会社による支配の基本形態というのは持ち株会社たる親会社Aが子会社Bの発行済み株式の五〇%超を保有してこれを支配する形態である。また、その発展形態は、さらに子

会社Bが孫会社Cの五〇%超の株式を保有してこれを支配する形態である。同様な手法で親会社Aが複数の子会社B1、B2を持つことによつて横に支配を拡大し、それぞれの子会社がまた同じような状況でピラミッド的に企業集団が形成される。論理的に言えば無限大の、現実的には最大限の支配が蓄積される、私はこれが持ち株会社の本質だと思つておるわけだ。

○政府委員(堀田重範君) 持ち株会社の性格としてそういうものが内在しているというのは今委員長から御答弁したところでございますが、持ち株会社と子会社あるいはその下の孫会社以下との資本関係がどうなるかということについては、一番資本を節約しようということになれば、先生おっしゃるように五〇%ちよつととかいうことでやうていくということだと思ひます。

ただ、主要国にある持ち株会社全部を見たわけじゃありませんけれども、アメリカの場合ですと、比較的支持株会社の下にある子会社というのは一〇%出資という形が多いように承知をしております。ヨーロッパの場合はそうでないケースが多いように思ひます。したがつて、持ち株会社であるから当然に五〇%そこそこのいうことでは必ずしもないように思ひます。ただ、五〇%そこそこのあれ一〇%であれ、支配力がそういうあれになるということはおっしゃるようなことだと思ひます。

○山下芳生君 論理的にそれは可能だということはお認めになったと思ひます。それから第三の理由ですが、「市場の開放性・透明性の確保」、ここで中間報告は「我が国では企業による株式所有が広くみられ、海外から、株式持合い等が参入障壁・投資障壁として指摘されている」という状況にある、これは今日の時点ではいかにでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) そういう見方もあり得るわけでございます。昭和四十年から五十年にかけてはそういう厳しい状況でありまして、そのときには独占禁止法も改正をお願いしたという事情にあります。

しかし、お言葉を返すようでございますけれども、昨今の新聞報道を見ておきますと、やや系列というのが、系列が悪いあるいは株式の持ち合が悪いかというのこれは別の観点から論ずべき話だと思ひますけれども、系列とか株式の持ち合というものは相当崩れてきているという状況にあると思ひます。

○山下芳生君 私は、海外から見た日本の市場のありようというものが非常に厳しい目が注がれていふに思つております。これはもう議論されたところでございますが、昨今の野村、第一勧銀の問題あるいは大手ゼネコンによる談合組織が存在していたのではないかとされる問題等、やはり外国から見て日本はルールなき資本主義だといふ批判が依然として強まっている、そういう点でこの持ち株会社の解禁がそういう状況にさらに透明性、開放性の確保に逆行するやうな懸念が出されていふこともあるのではないかと理解しているわけだ。

いづれにしても、公取の中間報告が言つていたその三つの理由、この報告のときにはこういうことも勘案して、今日においてもその枠組みを基本的に維持することが重要だと言つていたにもかかわらず、なぜ今度の法案では持ち株会社の原則解禁に切りかわるのか、改めてその理由をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) 原則が部分かという議論はともかくといたしまして、あくまでも、先ほど来御説明いたしておりますように、第一条の精神を踏まえまして、そして第九条というの、規制という言葉が悪いといつたした場合に制限という言葉を使うとして、過剰制限という批判がございまして、その過剰な部分を切り捨てるといふ作業をしてこの改正案をお願いしているわけでございます、あくまでも事業支配の過度の集中を招

くような持ち株会社というのは禁止しているといふのが基本でございます。

○山下芳生君 私は、本質的に持ち株会社というのは事業支配力の過度集中となるといふふうには本質的にそう理解しておられて、これはやはり全面禁止しなければならぬとおそれを排除できないといふふうには考えています。

しかし、今回、今委員長の説明によりまして、過剰規制になつていない場合を除く、つまり事業支配力の過度集中にならない持ち株会社もあるんじゃないか、そこについては解禁するといふお考えなんです、そこについては解禁するといふお考えなんです、事業支配力の過度集中とみなすのか、その定義が私はこの法案のまさに命だといふふうには思つております。そのところがはつきりしなければ、事業支配力の過度集中のおそれを明確に排除できないと思つております。

ところが、その定義、判断の基準をどこに置くのか、過度の集中になる場合とならない場合はどこで区分けをするのかといふことについてです、法案では第九条五項で三つの類型と二つの要件を定めていふことでありますが、これはもう議論があるあつたように非常に抽象的でわかりにくい。

先ほどの質疑でも、事業規模が著しく大きいといふのはどの程度かといふ十五兆円、相当数の事業分野といふのはどの程度かといふ五事業分野程度、市場に占める有力な地位といふのはどの程度かといふシェア一〇%あるいは上位三位以内といふことを考へていふ、ガイドラインに書くつもりだといふことなんです、これは非常に法案の命にもかかわるやうな判断基準をなぜガイドラインで決めるのか。なぜ法律でなく、ガイドラインで決めるんでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) 私が申しましたように、元来、独占禁止法といふのはなかなか抽象的な規定が多いわけでございます。抽象的な規定がどうして多いかといふことを考へてみますと、やはり経済といふことと密接に関連している法律で

あるから経済的用語を使つていふと。例えば一定の取引分野といふのはそれでどういふことかといふと、これは私、公正取引委員会の委員長を拝命してこういうことを言つとしかられるかも知れませんが、いふまでも、もう一つよくわからない点がございまして。

そういうやうなことでございまして、なかなか法律として経済用語をそのまま持つてくるといふことが極めて難しい。だから、従来からガイドラインといふやうなものでその中を具体的にわかりやすくお示ししてお示ししているといふことでありやうかと思ひます。もちろん、その内容は法律を超えるものでもないし、法律を縮小するものでもなく、イコールといふことでお示ししているものと理解しております。

○山下芳生君 わかりにくい用語を使うことを避けるということですが、しかし、これは判断基準ですから、わかりにくい用語ではあつても読んだ者がきつとわかるやうに、表現のわかりやすさはともかく、例えば数値的な基準といふものを示す必要はあるんじゃないかと思ふんです。先ほどの幾つかのやりとりで出てきた数字もきつと数字としてガイドラインに盛り込もうといふわけですから、それをなぜ法律に盛り込まないのか。

例えば同じ経済的な基準でも、大規模会社の株式保有総額を制限する九条の二は、資本三百五十億円、純資産一千四百億円を超える会社といふことで、今度の法改正の中で改正して数字を盛り込んでおります。あるいはまた、金融会社の株式保有を規制する十一條についても五%という数字が入つております。

ですから、数字を入れることはこの独禁法の条文の中でも可能である。にもかかわらず、今度の法改正のまさに九条、第一条の精神は生かすといふその生かすための一番大事な物差しになぜその数字を入れないのしょうか。

○政府委員(堀田重範君) お答えをいたします。事業支配力の過度の集中となるものを禁止するといふことにした場合に、禁止の具体的な内容を

どのように法律上表現するかということであらうかと思ひます。

持ち株会社について一定の場合禁止するということでありませうけれども、この持ち株会社あるいはその傘下に置かれる子会社あるいはその関連会社というのはいろいろな事業分野にわたるわけでありまして、そういったものを取り出して過度集中になるかどうかということとを判断する場合に、計数をびたりと当てはめて十五兆円、五分野ということだけで必ずいけるのかという、それが適當かどうかという話はあるかと思ひます。したがって、ここに書いてありますような「総合的事業規模が相當数の事業分野にわたつて著しく大きいこと」と、これは何度も御説明いたしておりますように、現在でございます六大企業集団、そういったものを念頭に置きながらこういう規定を書いたということでございます。これの具体的な内容については解釈としてガイドラインという形で明らかにしたいということでございます。

それから、今先生の御質問の中で、九条の二の規定の中で、今回大規模事業会社の対象となる資本金の額あるいは純資産額を改定しておるわけでありませうが、これは当初の法律、五十二年につくりましたときには資本金百億円、純資産が三百億円だったと思ひます。それは何年か前に政令で改定をいたしておりますので、今回法律改正をする際に、九条の二の対象となる会社の線引きということでございます。

したがって、今回のあれでいうと、パラレルに考えていのかどうかわかりませうけれども、九条の対象とする持ち株会社とは何か、第三項におきまして総資産の中に占める子会社の株式の額が五〇%を超えるものというふうに言っておりますので、それは今でございます「株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配すること」を主たる事業とする会社」というような、今回の改正案よりも少し幅があるような書き方、それがいかどうかという議論はあると思ひますけれども、九条の対象になる会社というのは、今言いま

したように第三項で数値を入れて書いたということでございます。

○山下芳生君 よくわからないですね。政令で書けばいいじゃないか、九条の二についても政令でまず改正をして、今回それに合わせるということなんですか。なぜ政令で書かないのですか。

○政府委員(塩田兼範君) ここはあくまでも事業支配力の過度の集中ということと、そのメンバー企業あるいはそれぞれの企業が具体的にどういう事業分野にわたつていのかとか、どのぐらいの広がりがあるかとか、それから事業分野相互間にどのような関連性があるかというようなことを総合的に判断をする必要がありますことから、やはり私どもとしては、法律の規定ぶりとしては、現在提案しておりますような第五項の規定ぶりというのが適當ではないかというふうに考えております。

○山下芳生君 極めて大事な問題にもかかわらず、そういうふうな法律でも政令でもなくてガイドラインにゆだねるというのは大問題だと私は思ふんです。しかも、提案されている法案では、ガイドラインに基づいて三類型に合致したとしても、それだけで事業支配力の過度集中とみなすわけではないと。

その後二つの要件が入っておりますね。すなわち「国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることとする」と。これはガイドラインで何か決めるんですか。

○政府委員(塩田兼範君) その三つの要件のうち、二番目、三番目の要件、今先生おっしゃったように国民経済に大きな影響を及ぼす、これをガイドラインの中でもう少し具体的に書くべきかどうか、これは具体的にどうするかという方向はまだ持っておりません。

それから、三番目の公正かつ自由な競争の促進の妨げになる、これはどういう意味なのかということとを説明する必要があるのかどうか、その点も含めてこれから検討だと思ひます。

○山下芳生君 つまり、一番大事な問題が法律で

も書かれない、政令でも書かれない、ガイドラインで書くと言いながらどんなふうにかまきだ検討中だと言ふんですから、これは本当に重大だと思ふんです。

そこで、聞きますけれども、単純な疑問なんです、もしこれから皆さんが整備されるガイドラインの基準に合わなかつたら、これは処罰されるんでしょうか。

○政府委員(塩田兼範君) 私どもがこれからつくりたいと考えておるといふ御説明をしておるガイドラインというのは、あくまでも主としてこの第九条第五項の定義のところ、禁止されるものの定義の規定の私どもとしての解釈、運用の考え方でございます。

これは公取だけではなくて、各官庁が所管法令を執行するに際しましてはそれぞれの法令をどう解釈するか、これは明らかにこういうガイドラインという形でつくるか、あるいは内々のあれで持つていくかというところは別として、それぞれ法律をどう解釈して運用するか。たまたま私どもの場合は、独禁法のほかの分野につきましてもガイドラインであるとか運用基準というふうなことで、我々の解釈の具体的な内容なりあるいはこれまでの事例等を踏まえて、こういう場合、問題になり得るというふうなことを書いておりますけれども、これはあくまでも我々がこの法律を運用する際の、我々としてはこういうふうな考えで運用しますよ、したがって、多分相手の民間企業サイドにとつては公取はこういう解釈でやっているんだなということはある程度予測できる、そういう意味はあると思ひますけれども、これは法令ではありませんで、仮に司法の場で議論されるということになりましたら、これは法令ではありませんで、参考にはしていただけるかもしれませんで、やはり基本となるのは九条の規定ということに戻るんだらうと思ひます。

で、処罰の話についてですが、五項に事業支配力の過度集中となつた持ち株会社について処罰されるかということでありませうけれども、過度集中

となると判断した持ち株会社については、過度集中の状態を是正するために例えば子会社と親会社を切り離さない、株式処分をしないというように、九条の規定に違反しないような状態にすることを求める、是正措置を行政処分として求めるわけでありませう。

その行政処分をしまして、それに違反した場合に初めて罰則の適用が出てくる、こういうことでございます。

○山下芳生君 ですから、公取が調査して過度集中だと判断した場合の排除の勧告や審決、それを出して従わなかつた場合に、これは法律では懲役を含む罰則を適用できるということになつておりますが、その際の判断の基準がやっぱりガイドラインになるわけでしょう、過度集中かどうかという。

そうなりますと、これはやはりおかしいことになるんじゃないのかと。処罰を受ける基準が法律ではなくてガイドラインになるといふことになれば、私はこれは罪刑法定主義に反することにもなるんじゃないか、そう思ふんですけれども、いかがですか。

○政府委員(根来泰周君) これは法律の九条の第五項という規定がありまして、その規定に違反しておるかどうかがいうことでございます。第九条の五項の解釈あるいは立法趣旨、そういうのはガイドラインに示されているわけでありませう。

だから、ガイドラインというのはあくまでも言葉どおりガイドラインでございまして、これに違反したからそれで処罰されるということじゃなく

て、それが一つのメルクマールというかそういうことで、排除命令なりあるいは排除命令に従わないときに処罰されるということになりませうけれども、それはまた司法の場で違ふ目で裁判官が見るわけ、そのときはガイドラインがそれは五つと言つていられるけれども、五つは多過ぎるとか少な過ぎるとか、十五兆円というのはおかしいというの、これはまた裁判の場で決まるわけです。裁判の場で決まるというのは九条の五項の解釈、裁判官が解釈

されるわけでございます。

○山下芳生君 今からどういう基準をつくるのかということ、今法案の審査をやっているときに、それがどういふことをやってはならないのか、やつてもいいのかということが法律ではわからない、裁判になったら裁判官が判断するということでは、これは私、それでいいんだろうかということ率直に思います。

そういうことになりますと、逆に公取の主張は、経済力の過度集中にならないものについてのみ解禁するんだとお言いになりますが、事実上、そのラインを公取として確信を持って引けないじゃないか。そうやって排除勧告し、従わなかったら処罰の対象としようとしたときに、それを裁判所にゆだねるということ、そういうことができるんだらうか。私は、市場の番人である公取がその使命を果たせないことになるんじゃないかという懸念を抱きます。

そんな法案を公取みずからつくろうというのはいかがなものかというふうに思うんですが、時間が参りましたので、引き続きましてまたこの点についてはやりたいと思います。何か一言あったらどうぞ。

○政府委員(塩田兼範君) 違反するかどうかというところで我々が排除勧告をする、あるいは公取の審判でやはりクロになるということで審決を出す、これは行政処分でございます。したがって、行政処分については当然司法の場で争う機会が与えられているわけでございますから、そこで確定しないのはおかしいということではなくて、やはり行政処分に対して当然争う場がある、司法の場です。その場合には法令がその根拠になるということ、特段九条だけじゃなくて、独禁法全体がその立場にあると思いますし、ほかの法令も同様ではないかなという感じがしております。

○委員長(木宮和彦君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(木宮和彦君) 次に、参考人の出席要求

に関する件についてお諮りいたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(木宮和彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(木宮和彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時八分散会

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、インドネシアへの原発輸出に対する外為法上の許可反対等に関する請願(第一六二八号)

第一六二八号 平成九年五月二十日受理

インドネシアへの原発輸出に対する外為法上の許可反対等に関する請願

請願者 北海道登別市常盤町三ノ二〇ノ一

川口和夫外四百九十九名

紹介議員 菅野 茂君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

平成九年六月十六日印刷

平成九年六月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局